

パブリック・コメント用資料

〔令和7年12月11日～令和8年1月9日〕

(案)

寄居町下水道事業経営戦略

(令和8年度～令和17年度)



平成29年3月 策定（公共下水道事業）

令和 3年3月 策定（農業集落排水事業）

（令和8年3月改定）

寄居町

寄居町下水道事業経営戦略

目 次

はじめに 経営戦略の概要	1
1. 経営戦略の趣旨・位置付け・計画期間	1
第1章 事業概要	3
1. 事業の現況	3
2. 民間活力の活用等	6
3. 経営比較分析表等を活用した現状分析	7
第2章 将来の事業環境	19
1. 処理区域内人口・水洗化人口・有収水量の予測	19
2. 使用料収入の見通し	21
3. 施設の見通し	22
4. 組織の見通し	28
第3章 経営の基本方針	29
1. 下水道に求められる役割と課題	29
2. 経営理念・基本方針	29
3. 具体的な取組	30
第4章 投資財政計画	31
1. 投資・財政の試算	31
2. 投資財政計画	44
3. 投資財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組	60
第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	63
1. 実施体制	63
2. 経費回収率向上・使用料改定に向けたロードマップ	64
3. 目標の設定	65
参考資料	67
用語集	70

はじめに 経営戦略の概要

1. 経営戦略改定の趣旨・位置付け・計画期間

(1) 経営戦略改定の趣旨

本町の下水道事業は、生活環境や公衆衛生を改善し、公共用水域の水質保全を図るため、昭和61年度から公共下水道事業に、平成7年度から農業集落排水事業にそれぞれ着手し、健康で住みよいまちづくりを支える社会基盤施設として整備・運営を行ってきました。

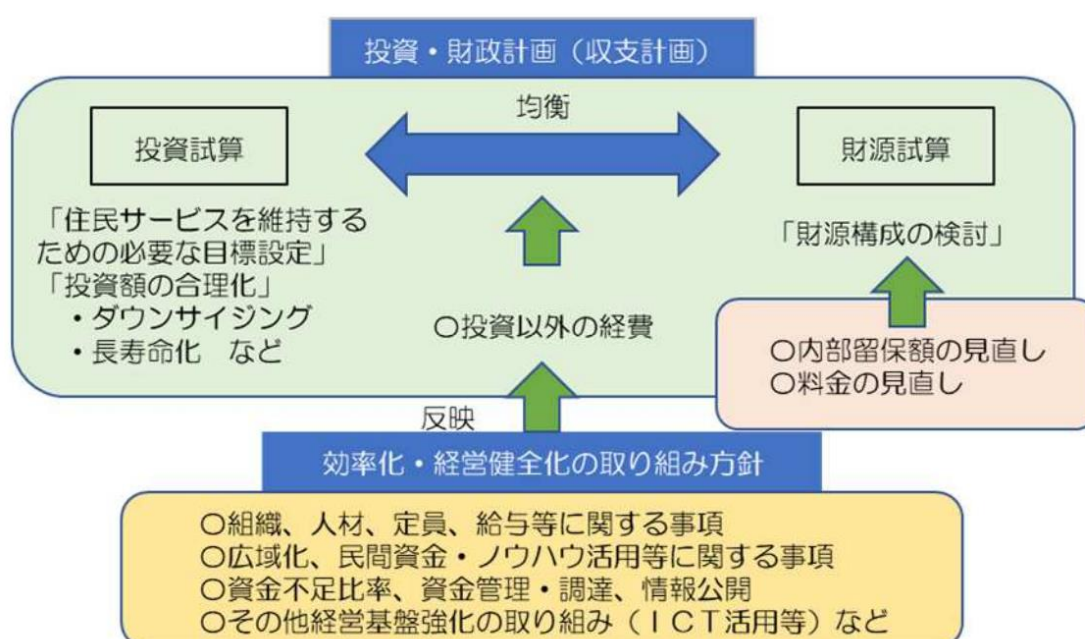
公共下水道・農業集落排水ともに整備事業が完了し、今後は施設等の維持管理や改築更新を適切に行っていく必要があります。

将来にわたっては、人口減少や施設の老朽化により、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが想定され、将来を見越した中長期的な視点で、計画的な事業運営を継続していくことが求められています。

本町では、計画的かつ合理的な経営を行い、引き続き経営基盤の強化を図るため、中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に「寄居町下水道事業経営戦略」（公共下水道事業）を、令和3年3月に「寄居町農業集落排水事業経営戦略」をそれぞれ策定しました。また、令和2年度に会計制度の変更等を行いました。

この2つの経営戦略について、変化していく社会経済情勢を踏まえた計画の見直し時期を迎えることから、現行経営戦略の目標と実績との差やその原因等の分析・将来予測等の見直しを通じて、経営戦略の改定・統合を行うものです。

図1 経営戦略イメージ

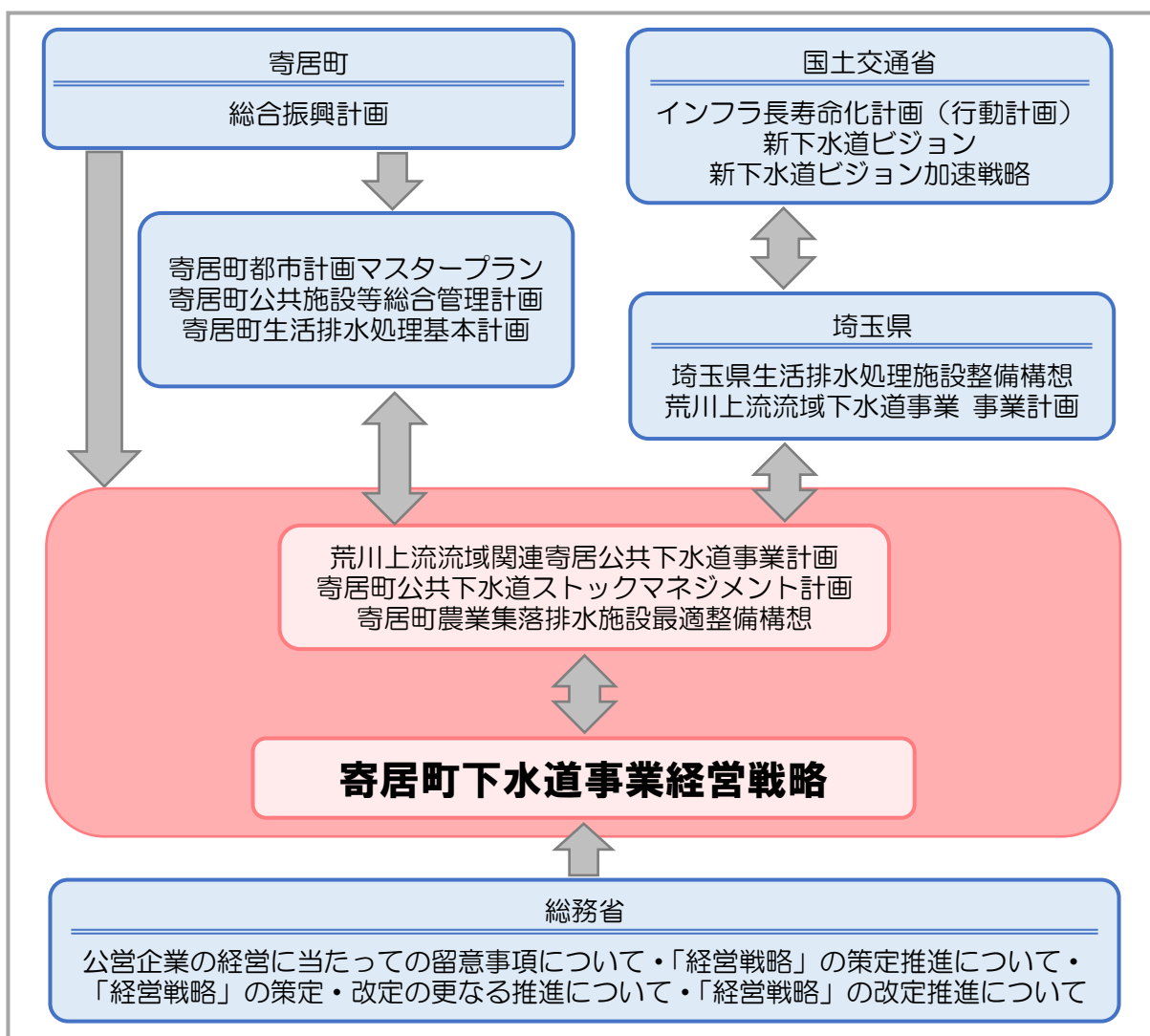


出典：総務省資料「公営企業の「経営戦略」策定の推進について」

(2) 経営戦略の位置付け

経営戦略は、各公営企業が、将来を見越した中長期的な視点で、計画的な事業運営を継続していくための経営の基本計画です。

そのため、寄居町の総合振興計画等に即するとともに、下水道事業に関連する各種計画との整合を図りつつ、総務省通知で示された「経営戦略策定ガイドライン」に準拠したものとします。



(3) 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、長期的な安定を見据えた中で令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、計画については、社会情勢や経営状況の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直します。

第1章 事業概要

1. 事業の現況

本戦略の対象となる事業は、公共下水道事業・農業集落排水事業です。これらは現在、地方公営企業法の一部（財務）適用を受け、寄居町下水道事業会計として、発生主義・複式簿記などの民間企業と類似した会計方式により運営を行っています。また、各事業をセグメントに分けて運営しています。

（１） 施設の現況

本町の公共下水道は、第一処理分区（寄居駅周辺）・第二処理分区（男衾駅周辺）の2地区に分かれており、荒川上流流域下水道に接続して排水処理をしています。農業集落排水は、今市地区・用土中央地区・折原地区の計3つの処理場において排水処理をしています。

公共下水道事業・農業集落排水事業の事業概要・施設は、次の表のとおりです。

項目	詳細	
事業	公共下水道	農業集落排水
供用開始年度	平成4年度	平成11年度
地方公営企業法 適用・非適用区分	一部（財務）適用	一部（財務）適用
処理区域内人口密度	17.1 人/ha	28.3 人/ha
流域下水道等への接続の有無	あり	なし
管渠延長	82km	38km
処理区数	2	3
処理場数	なし	3
広域化・共同化・最適化実施状況	広域化・共同化の一環で荒川上流流域下水道に接続している	令和15年度から用土中央地区を荒川上流流域下水道に接続予定

また、各地区の位置は次ページの図のとおりです。



※寄居町生活排水処理基本計画から抜粋

(2) 使用料の現況

下水道事業における使用料（料金体系）は、次の表のとおりです。

公共下水道は、基本料金と従量制による超過料金を設定しています。

農業集落排水は、基本料金と人数割料金、用途による割増料金を設定しています。

条例上の使用料（20m³あたり）と実質的な使用料（年間有収水量全体における20m³あたりの使用料）を比較すると、公共下水道では超過使用料により実質的な使用料の方が多く、農業集落排水では人数割による定額使用料のため実質的な使用料の方が少なくなっています。

■公共下水道使用料（1ヶ月あたり税抜）

基本使用料		超過使用料（1 m ³ につき）	
10 m ³ まで	1,000 円	11 m ³ ～ 20 m ³ まで	110 円
		21 m ³ ～ 30 m ³ まで	120 円
		31 m ³ ～ 50 m ³ まで	135 円
		51 m ³ ～100 m ³ まで	150 円
		101 m ³ ～200 m ³ まで	165 円
		201 m ³ ～500 m ³ まで	180 円
		501 m ³ ～1,000 m ³ まで	195 円
		1,001 m ³ 以上	210 円

■農業集落排水施設使用料（1ヶ月あたり税抜）

区分	基本使用料	人数割使用料	割増使用料
一般家庭	2,000 円	370 円	—
事業所等	2,000 円	370 円	従業者 10 人毎（1 の位切上げ） に 1,000 円を乗じて得た額
食堂、理髪店等	2,000 円	370 円	1,000 円
その他の施設	2,000 円	370 円	—

■1ヶ月あたりの使用料 条例上の使用料

条例上の使用料 （20 m ³ あたり・ 税込）	年度	公共下水道	農業集落排水
	令和4年度	2,310 円	3,421 円
	令和5年度	2,310 円	3,421 円
	令和6年度	2,310 円	3,421 円

※農業集落排水の使用料は「一般家庭・居住人数 3 人」で算定

■1ヶ月あたりの使用料 実質的な使用料

実質的な使用料 （20 m ³ あたり・ 税抜）	年度	公共下水道	農業集落排水
	令和4年度	3,066 円	2,828 円
	令和5年度	3,039 円	2,849 円
	令和6年度	3,079 円	2,900 円

※年間有収水量 1 m³あたりの使用料単価に 20 m³を乗じた数値（小数第 1 位を四捨五入）

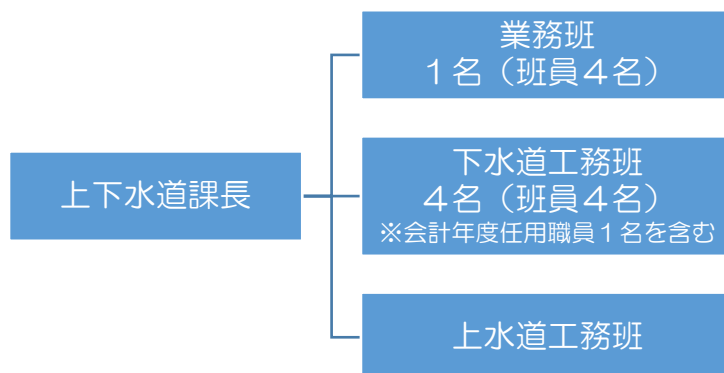
(3) 組織の現況

公共下水道事業・農業集落排水事業は、寄居町上下水道課にて運営しています。

各事業を担当する職員は、令和7年度当初では業務班から1名、下水道工務班から4名の計5名です。

なお、施設の保守点検等の業務については、外部委託を行っています。

■組織図



2. 民間活力の活用等

民間委託について、専門性が非常に高い施設の保守点検・維持管理を、知識やノウハウを持った民間事業者へ委託（巡回・保全等の包括委託）しています。

使用料に係る事務について、水道事業で一括して民間事業者へ委託（調定・検針・滞納整理等の包括委託）を行っています。

土地・施設の活用について、下水道用地（行政財産）の一部の使用を許可することにより、占用料収入を得ています。

施設の統廃合について、公共下水道は農業集落排水施設と比べて規模が大きく、スケールメリットにより費用の抑制が期待できることから、統廃合可能な処理施設の検討・将来的な費用低減を図る「寄居町農業集落排水処理施設最適整備構想」に基づき、用土中央地区農業集落排水の公共下水道を経由した流域下水道への接続（以下「用土中央地区農業集落排水の下水道接続」といいます。）を進めています。現在は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」への位置付け、汚水の本管が通る深谷市との基本協定締結が完了し、深谷市が市域分の管渠整備を進めています。

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	施設の保守点検・維持管理、使用料の徴収、使用料・公営企業会計システムの保守など
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）	なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	下水道用地の一部の占用（行政財産使用許可） 用土中央地区農業集落排水の下水道接続

3. 経営比較分析表等を活用した現状分析

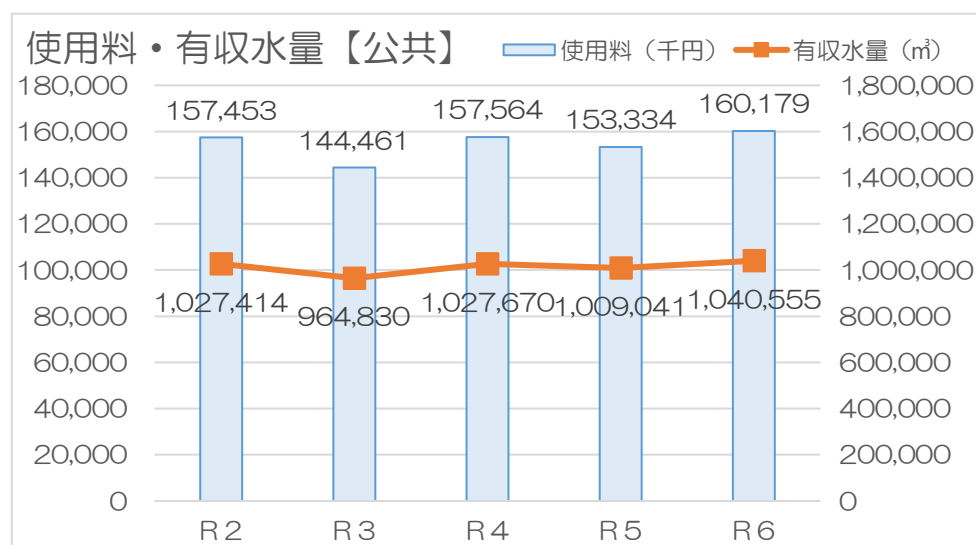
(1) 経年比較による分析

公共下水道事業・農業集落排水事業の経営状況について、使用料収入・繰入金・経費回収率・企業債残高を経年で比較し、現状を分析することにより経営上の課題を把握します。

① 使用料収入

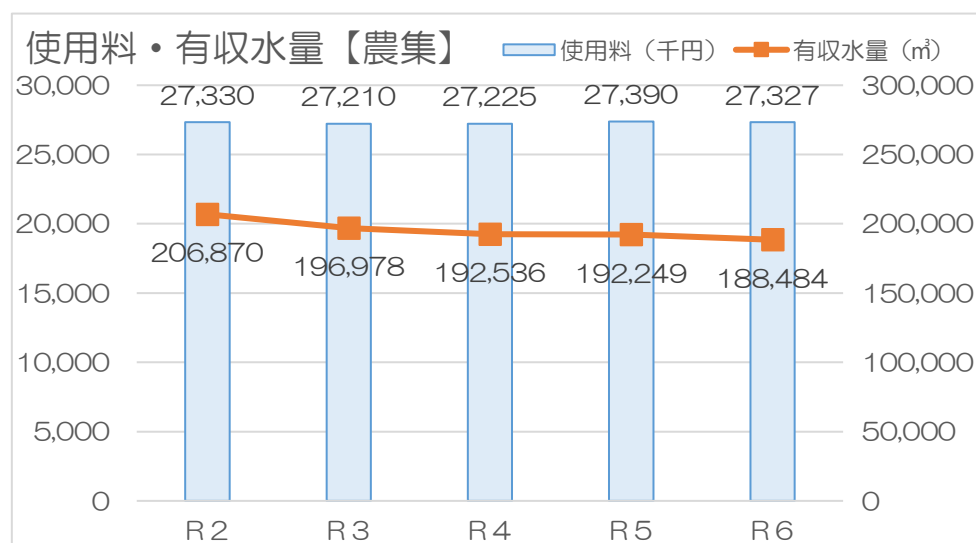
公共下水道は、供用開始してから使用料改定を行っていません（消費税改定を除く）。

人口減少と、男衾駅西側の整備事業による水洗化戸数の増加により、使用料は1億5,500万円前後、有収水量（使用料収入の対象となる水量）は101万 m^3 前後で推移しています。



農業集落排水は、供用開始してから使用料改定を行っていません（消費税改定を除く）。

使用料は2,700万円台、有収水量は19万 m^3 前後で推移しています。



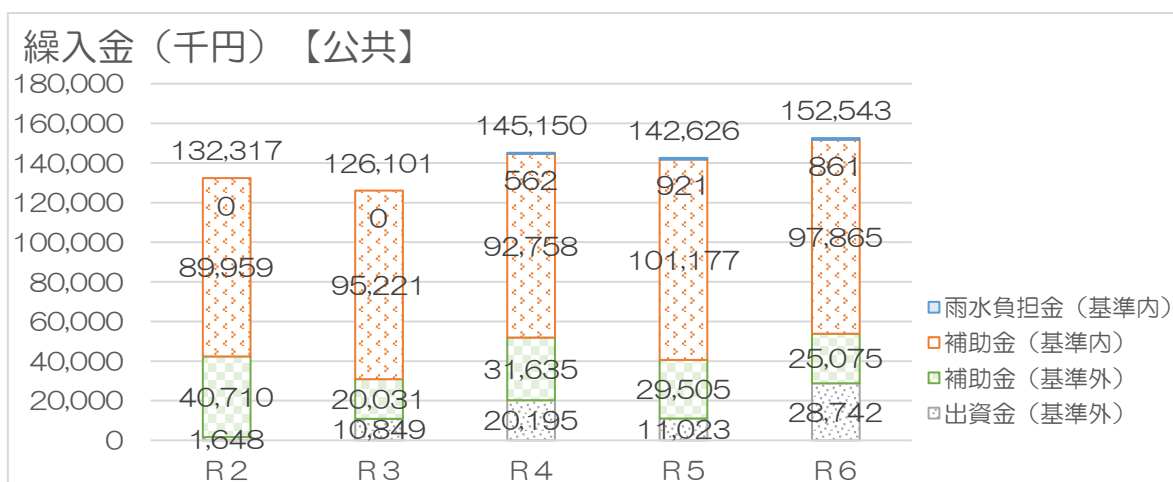
② 繰入金

繰入金とは、一般会計から繰り入れられる現金のことです。

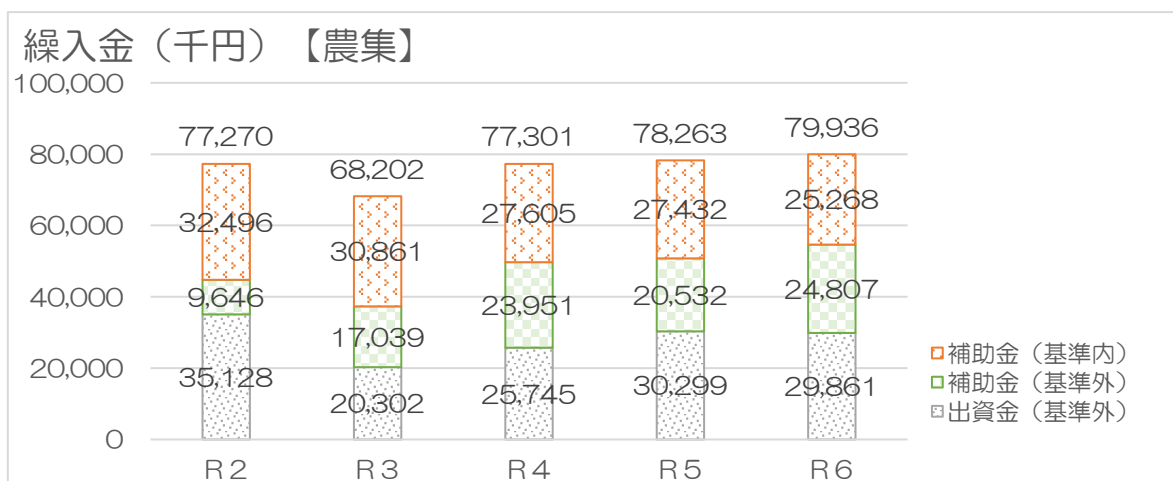
国は、公営企業の経営健全化・経営基盤強化のため、繰入金の基準を定めています。この基準に沿った繰入金が「基準内繰入」、それ以外の事業を継続するための繰入金が「基準外繰入」です。一般会計がこの基準に沿って公営企業会計に繰り入れたときは、その一部が交付税等の財政措置において考慮されています。繰入金の財源は、これらの財政措置や町税等です。

本町では、収益を得るための維持管理等の費用に対する繰入金を「補助金」、施設（管路や建物など）や設備（ポンプや水位計など）を更新するための費用に対する繰入金を「出資金」と分類しています。また、公共下水道事業では、寄居駅周辺の市街地において、雨水を適切に河川に放流するための排水路を設けており、その維持管理にかかる費用に対する繰入金を「雨水負担金」と分類しています。

公共下水道事業の繰入金は、1億4,000万円前後で推移しています。



農業集落排水事業の繰入金は、7,600万円前後で推移しています。



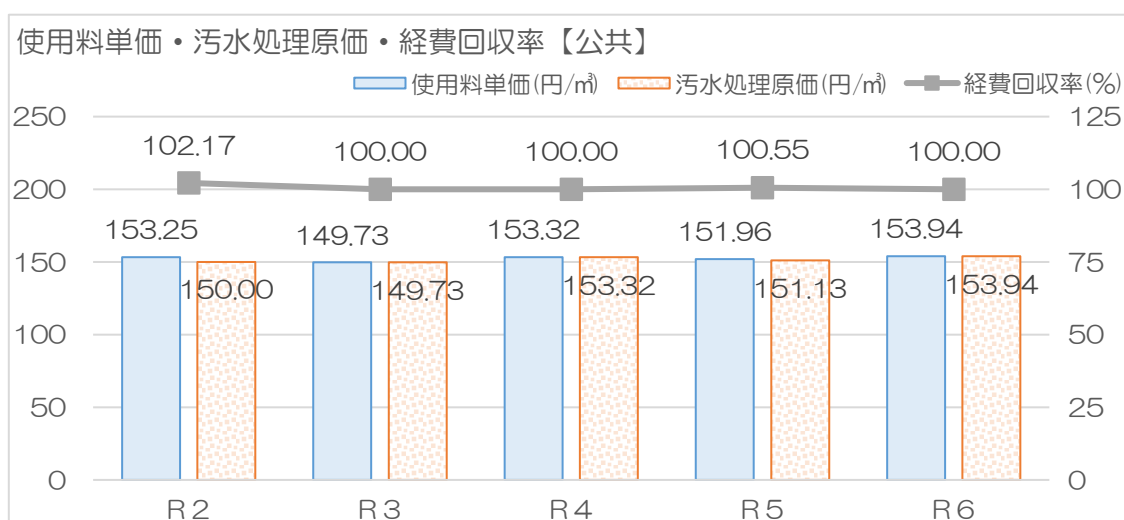
③ 経費回収率（使用料単価／污水处理原価）

経費回収率とは、污水处理に係る費用のうち使用料で回収すべき費用を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。

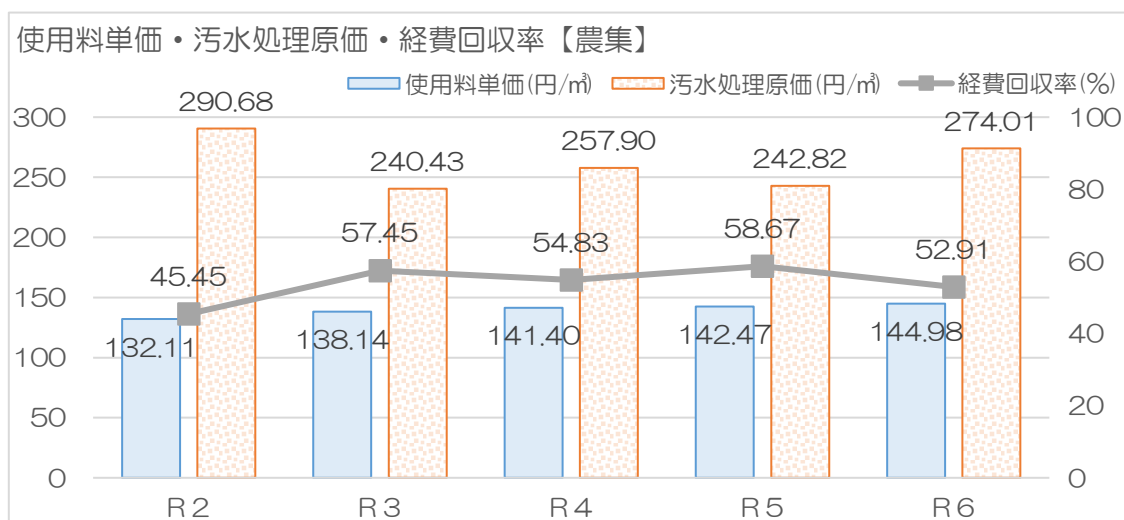
使用料単価は使用料収入／有収水量、污水处理原価は污水处理費／有収水量で算出されるため、経費回収率は使用料収入／污水处理費と同じものとなります。

公共下水道事業は、経費回収率が100%以上のため、污水处理費用を使用料収入で賄えています。建設改良費の一部を一般会計からの繰入金に頼っていることに注意が必要です。

また、第1次・第2次産業で年間の使用料（税抜）が100万円を超える大口使用者を除いた使用料単価は、令和6年度で125.23円/㎥となっています。



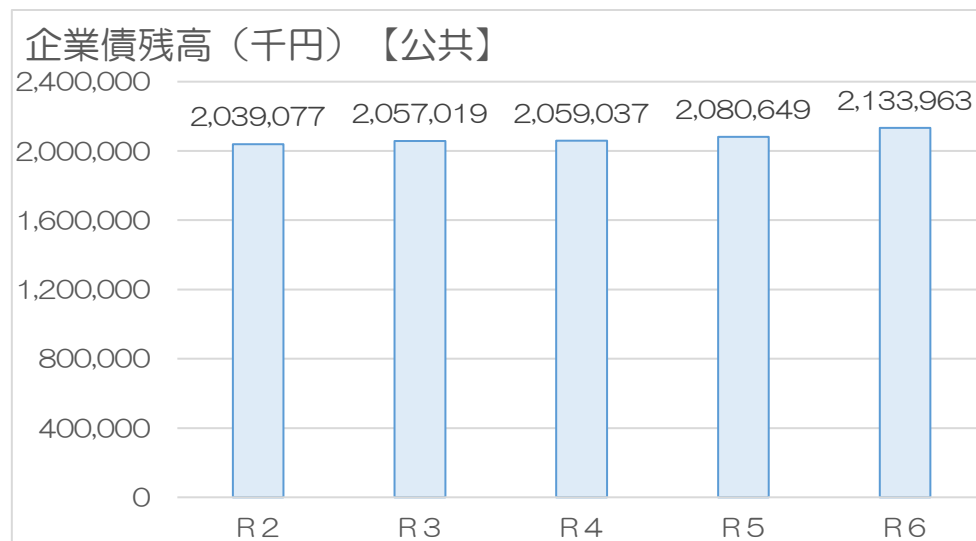
農業集落排水事業は、経費回収率が100%未満のため、污水处理費用を使用料収入で賄えきれず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。



④ 企業債残高

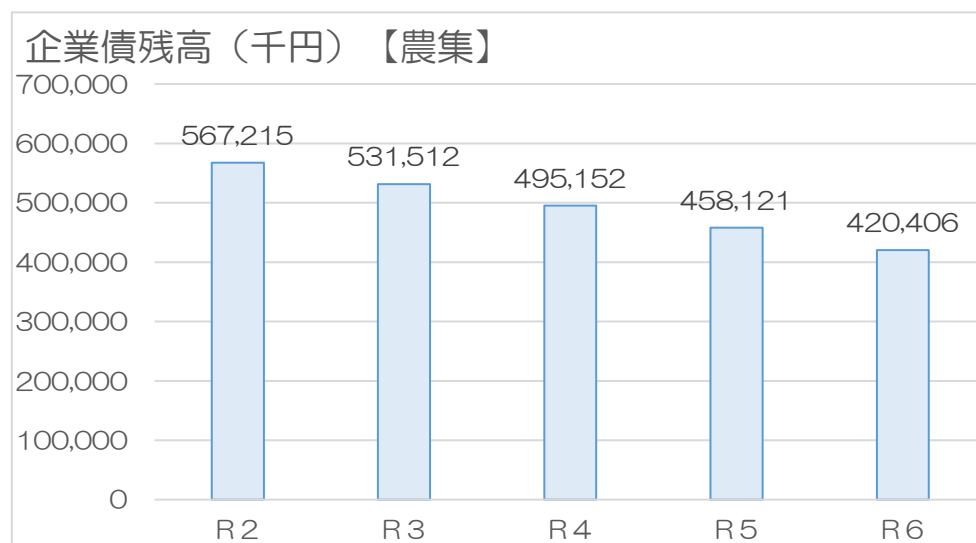
公共下水道事業では、下水道整備事業費や流域下水道建設負担金（整備・更新費用を計画汚水量に応じて負担するもの）について、企業債の借入れを行っています。

そのため、企業債残高は約20億4,000万円から約21億3,000万円と増加を続けています。



農業集落排水事業では、管路や処理施設の整備事業費について企業債の借入れを行っていましたが、現在は借入れを行っていません。

そのため、企業債残高は約5億7,000万円から約4億2,000万円と減少を続けています。



(2) 類似団体平均との比較による分析

公共下水道事業・農業集落排水事業の経営状況について、次の経営指標を類似団体平均と比較し、現状を分析することにより経営上の課題を把握します。

■その時点の経営状況を把握するための指標

- ① 經常収支比率 (決算書／分析表)
- ② 経費回収率 (決算書／分析表)
- ③ 累積欠損金比率 (― ／分析表)

■将来の負担を把握するための指標

- ④ 企業債残高対事業規模比率 (一 / 分析表)

■施設・設備が適切に更新されているかを把握するための指標

- ⑤ 有形固定資産減価償却率 (決算書／分析表)
- ⑥ 管渠改善率 (決算書／分析表)

各指標について、指標名の右側かっこ内に決算書・経営比較分析表への記載の有無を示しています。記載があるものには「決算書」「分析表」、記載がないものには「－」をそれぞれ表記しています。

経営比較分析表とは、総務省が推進する「見える化」の一環として、経営・施設等の状況を表す経営指標の経年比較や、下水道を使用できる区域の人口・人口密度・当初の供用（使用）開始後の年数が類似している他公営企業の平均（類似団体平均）との比較などを行い、現状や課題等を把握するとともに、経営状況を分かりやすく説明するために、公表しているものです。

なお、各年度の経営指標の類似団体平均は、翌年度に各公営企業が決算を作成し、総務省が決算に関する統計調査を実施しとりまとめるため、翌年度末頃の公表となります。そのため、類似団体平均は令和5年度までのものを記載しています。

【公共下水道事業】

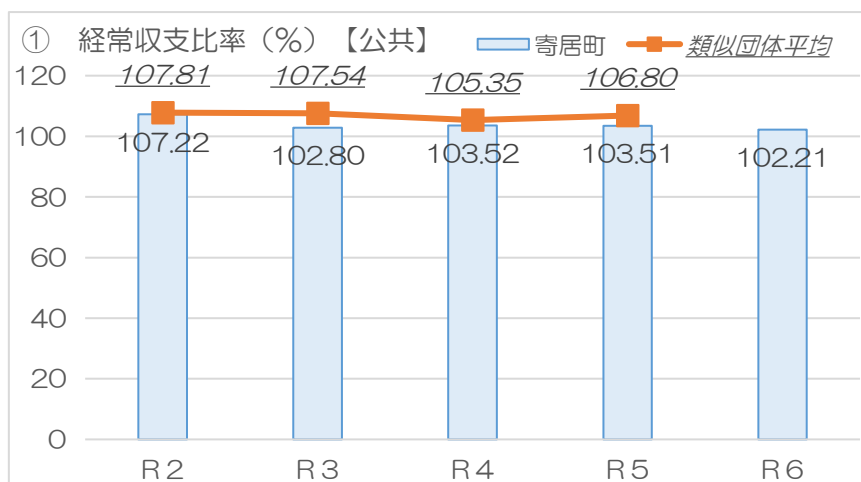
■ その時点の経営状況を把握するための指標

① 経常収支比率

算定式：経常収益／経常費用

その年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。この指標が100%以上の場合、経常的な費用を経常的な収益で賄えていることを示しています。

指標値は類似団体平均と同水準で、かつ、100%以上で推移しているため、健全な経営が継続できています。



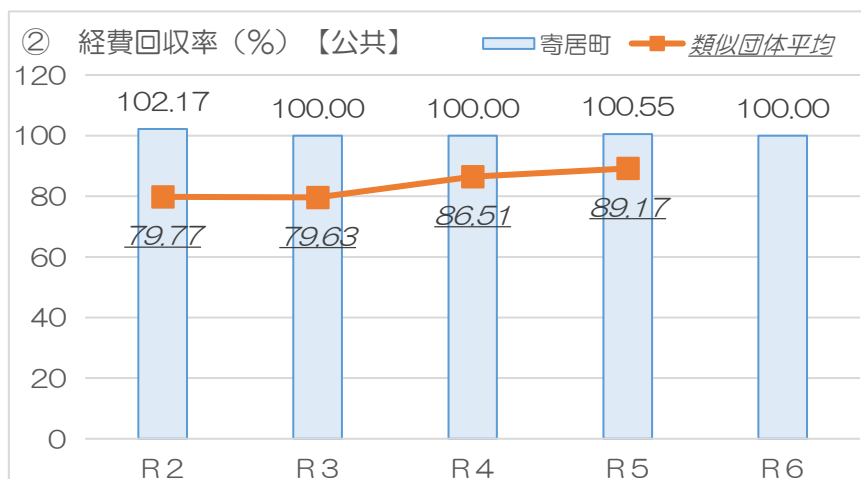
② 経費回収率 【再掲】

算定式：使用料単価／汚水処理原価

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。

指標値は類似団体平均の水準を超えており、かつ、100%以上のため、汚水処理費用を使用料収入で賄えています。

ただし、建設改良費の一部を一般会計からの繰入金に頼っていることに注意が必要です。



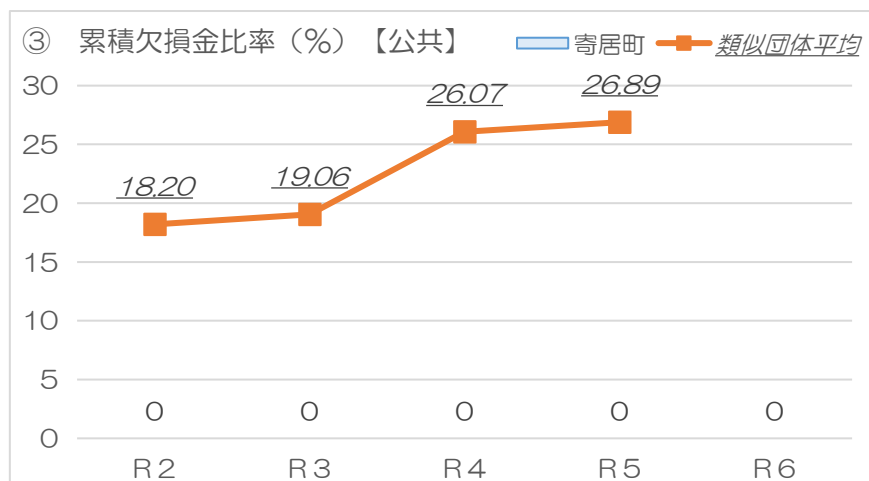
③ 累積欠損金比率

※公共下水道事業では、受託工事収益はありません。

算定式：当年度未処理欠損金／（営業収益－受託工事収益）

営業収益に対する累積欠損金（複数年度にわたって累積した損失）の状況を表す指標です。
この指標が0%を超える場合、過年度の損失を解消できていないことを示しています。

指標値は0%で推移しており、純損失が発生していないため、健全な経営が継続できています。



■将来の負担を把握するための指標

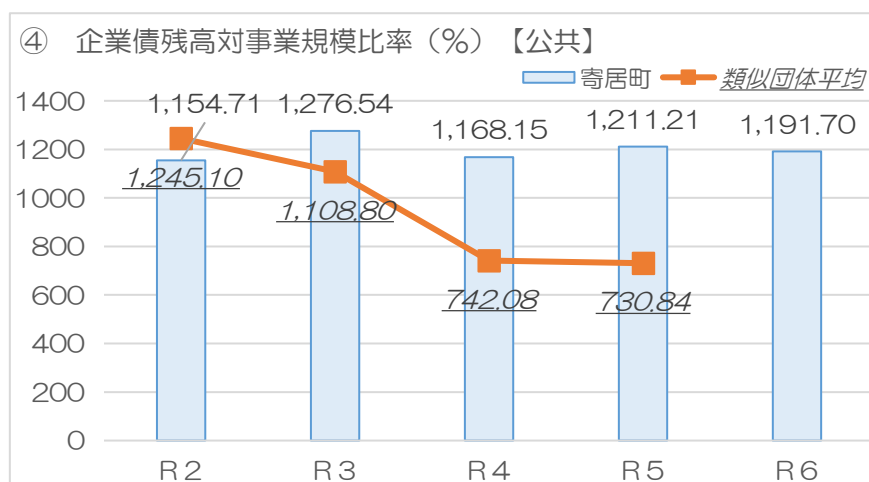
④ 企業債残高対事業規模比率

※公共下水道事業では、受託工事収益はありません。

算定式：（企業債現在高合計－一般会計負担額）／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

指標値は小さいほうが良い評価ですが、実績は類似団体平均の水準を超えており、整備事業に伴う企業債の借入れにより指標値が高止まりしています。



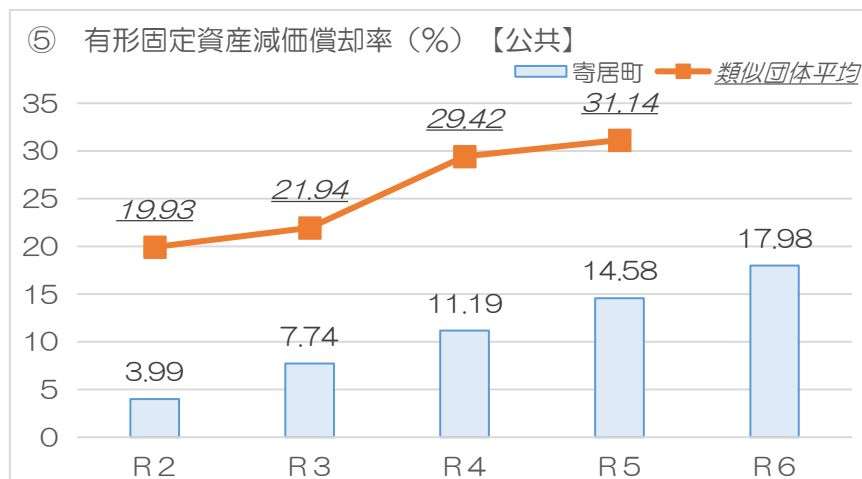
■施設・設備が適切に更新されているかを把握するための指標

⑤ 有形固定資産減価償却率

算定式：有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価

資産の老朽化がどの程度進んでいるかを表す指標です。この指標が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しています。

指標値は類似団体平均より低い水準で推移しているものの、上昇傾向にあり、将来に備えた財源の確保や施設の在り方の研究を継続して行い、今後の更新に備える必要があります。

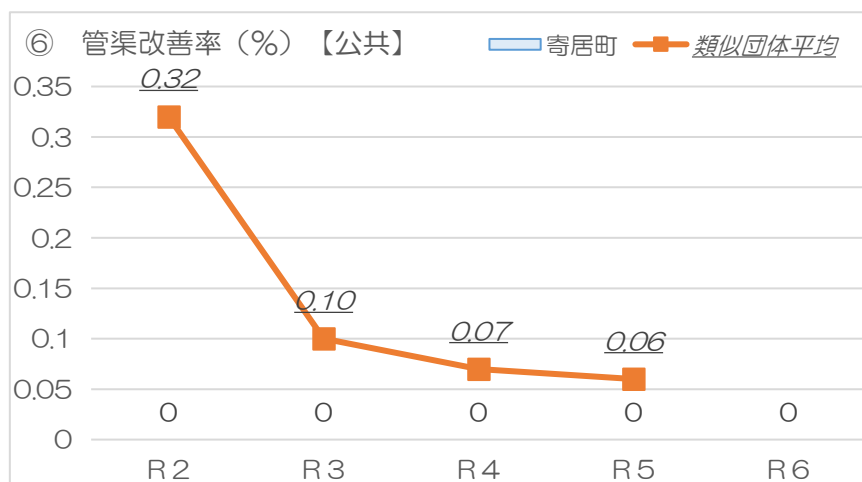


⑥ 管渠改善率

算定式：改善（更新・改良・修繕）管路延長／下水道布設延長

その年度に更新した管渠延長の割合を表す指標です。この指標により、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

現在は更新時期を迎える管渠がないことから0％で推移していますが、今後は施設の整備計画に基づいた点検・調査を適切に行い、老朽管の更新を計画的・効率的に行う必要があります。



【農業集落排水事業】

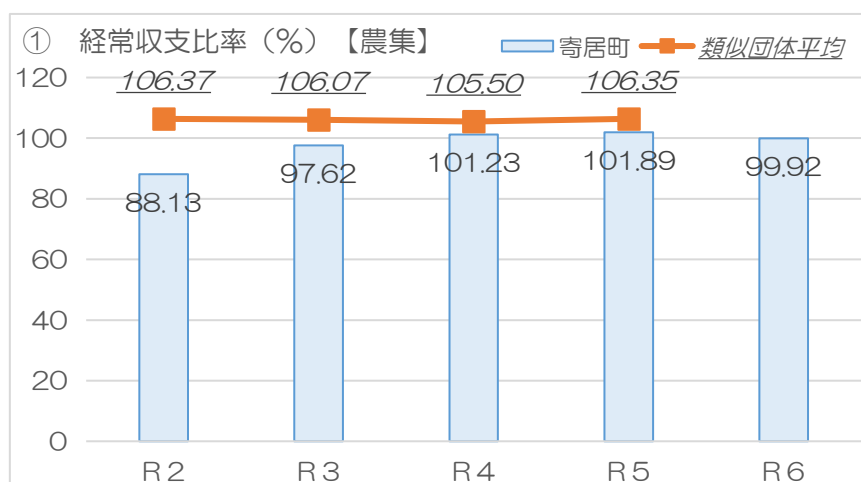
■ その時点の経営状況を把握するための指標

① 経常収支比率

算定式：経常収益／経常費用

その年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。この指標が100%以上の場合、経常的な費用を経常的な収益で賄えていることを示しています。

指標値は類似団体平均より低い水準で推移しており、100%を下回る年度もあるため、健全な経営に向けた収益の確保、費用の削減が必要です。

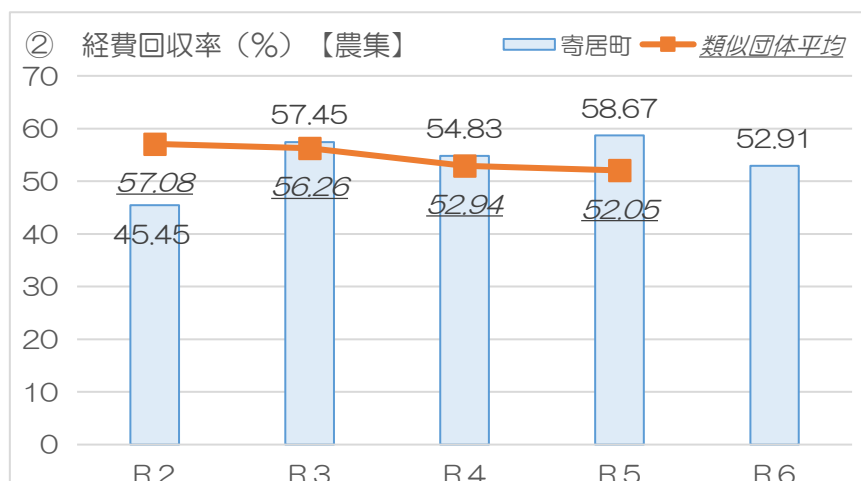


② 経費回収率 【再掲】

算定式：使用料単価／汚水処理原価

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。

指標値は類似団体平均と同水準かつ100%未満で推移しており、汚水処理費用を使用料収入で賄いきれておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。



③ 累積欠損金比率

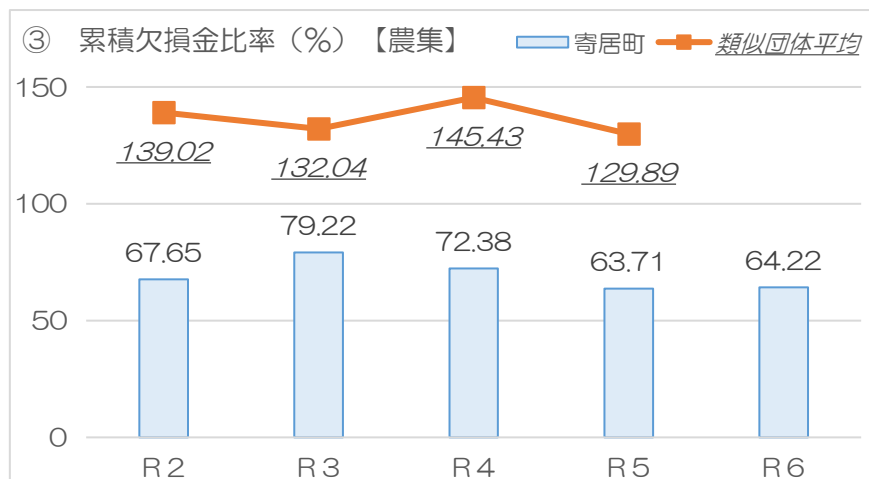
※農業集落排水事業では、受託工事収益はありません。

算定式：当年度未処理欠損金／（営業収益－受託工事収益）

営業収益に対する累積欠損金（複数年度にわたって累積した損失）の状況を表す指標です。
この指標が0%を超える場合、過年度の損失を解消できていないことを示しています。

指標値は類似団体平均を下回っていますが0%以上であり、累積欠損金の解消が必要です。

これは、令和2年度の法適初年度において、内部留保資金が少ないため繰入金を出資金に多く配分したことによるものです。



■将来の負担を把握するための指標

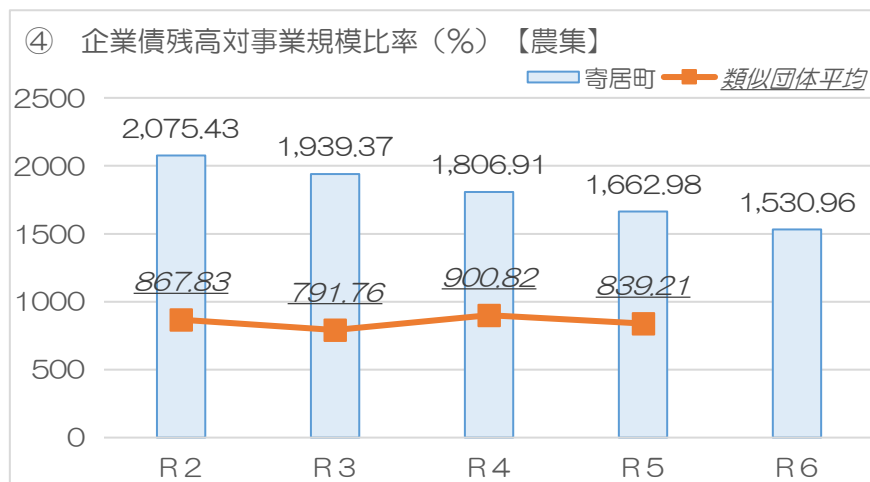
④ 企業債残高対事業規模比率

※農業集落排水事業では、受託工事収益・雨水処理負担金はありません。

算定式：（企業債現在高合計－一般会計負担額）／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

指標値は小さいほうが良い評価ですが、企業債の償還により減少を続けているものの、整備事業の企業債残高が使用料収入と比べて多いため、実績は類似団体平均の水準を超えています。



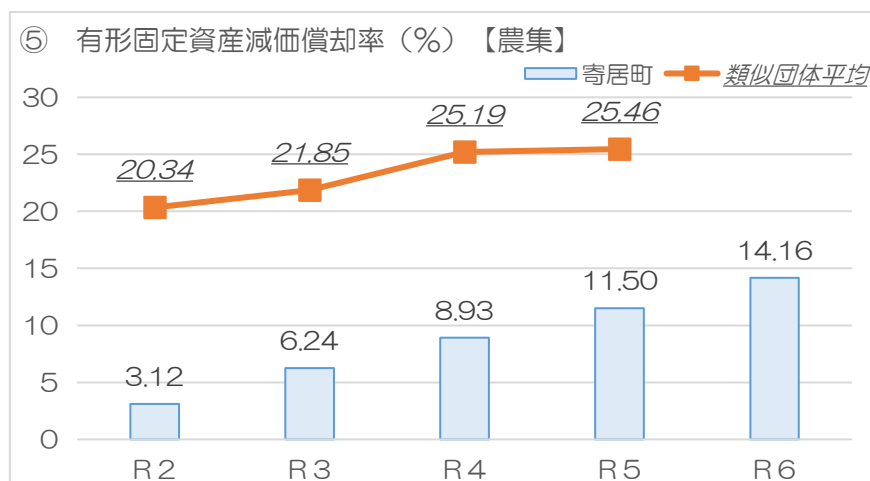
■施設・設備が適切に更新されているかを把握するための指標

⑤ 有形固定資産減価償却率

算定式：有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価

資産の老朽化がどの程度進んでいるかを表す指標です。この指標が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しています。

指標値は類似団体平均より低い水準で推移しているものの、上昇傾向にあり、将来に備えた財源の確保や施設の在り方の研究を継続して行い、今後の更新に備える必要があります。

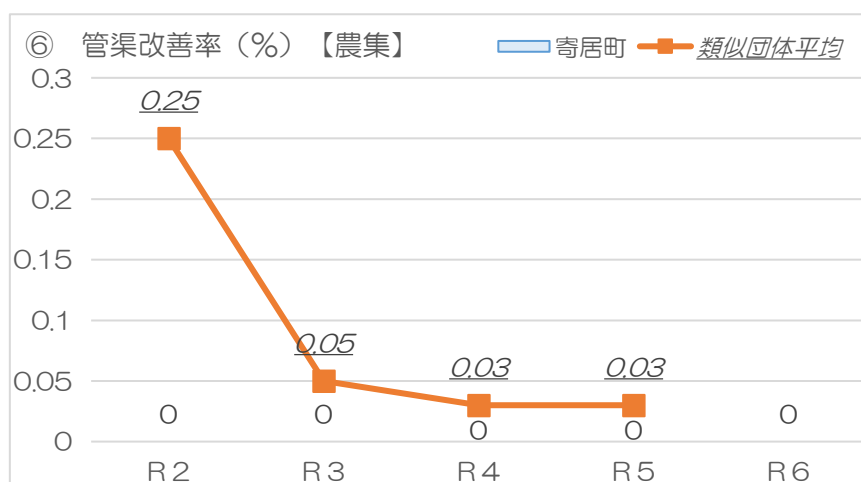


⑥ 管渠改善率

算定式：改善（更新・改良・修繕）管路延長／下水道布設延長

その年度に更新した管渠延長の割合を表す指標です。この指標により、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

現在は更新時期を迎える管渠がないことから0％で推移していますが、今後は施設の整備計画に基づいた点検・調査を適切に行い、老朽管の更新を計画的・効率的に行う必要があります。



（３） 現行計画の目標達成状況による分析

公共下水道事業では、現行経営戦略において目標指標を定めています。ここでは、その達成状況について評価を行い、施策の進捗状況を把握します。

なお、農業集落排水事業では、現行経営戦略において目標指標を定めておりません。

① 整備率

目標値 100%

実績値 96.9%（令和7年6月末 整備完了時点）

整備率について、目標値は達成できていませんが、主要な本管は整備が完了しています。

事業認可面積のうち未整備の区域は、都市計画道路の整備と同時に整備する予定の区域や、高低差など自然条件により整備が困難な土地です。

今後も関係部署と連携し、都市計画道路と併せた下水道整備を図っていきます。

② 水洗化率

目標値 90.0%（令和8年度末時点）

実績値 90.1%（令和6年度末）

水洗化率について、令和6年度末で目標値を達成しています。

整備事業の進捗と新規接続により、処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率がともに増加しました。

令和7年度で整備が完了し、母数となる処理区域内人口は人口減少以外の要因では大きく変動しない見込みのため、今後も新規接続の勧奨により、水洗化率の増加を図ります。

③ 経費回収率

目標値 100%以上を維持

実績値 R2:102.17%, R3:100.00%, R4:100.00%, R5:100.55%, R6:100.00%

経費回収率について、12頁の（2）類似団体平均との比較による分析のとおり、100%以上を維持しています。

今後も収入の確保や経費の削減により、引き続き100%以上の維持に努めます。

④ 経常収支比率

目標値 100%以上を維持

実績値 R2:107.22%, R3:102.80%, R4:103.52%, R5:103.51%, R6:102.21%

経常収支比率について、12頁の（2）類似団体平均との比較による分析のとおり、100%以上を維持しています。

今後も収入の確保や経費の削減により、引き続き100%以上の維持に努めます。

第2章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口・水洗化人口・有収水量の予測

本町の人口は、第6次寄居町総合振興計画（後期計画）における『人口ビジョン』では、減少傾向を示しており、今後も同様の傾向が続くものと推計されています。この予測を参考に、処理区域内人口・水洗化人口・有収水量を予測した結果は次のとおりです。

公共下水道では、処理区域内人口が令和7年度の整備事業完了以降は減少する見込みです。

水洗化人口は、新規接続による増加を過去10年間の実績からロジスティック曲線式により算出しており、令和13年度に処理区域内人口に達する見込みです。

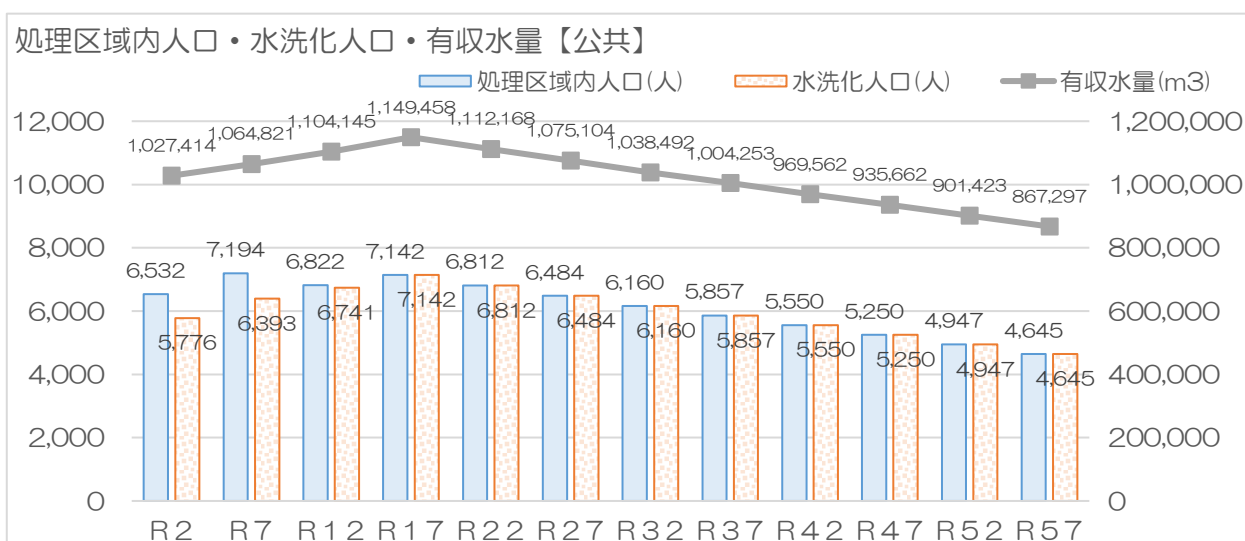
その後は総人口の減少と同様に減少し、令和15年度の用土中央地区農業集落排水の下水道接続の際に増加するものの、10年後の令和17年度末に7,142人、令和57年度末に4,645人にまで減少する見込みです。

なお、処理区域内人口・水洗化人口について、整備事業における各年度の工区内の人口・排水設備工事（公共下水道への接続）申請の人数を過去から積み上げたものから、事業が完了した令和7年度時点における処理区域内人口を用途地域内人口の推計値に補正し、過去の処理区域内人口・水洗化人口も同率の補正を行っています。

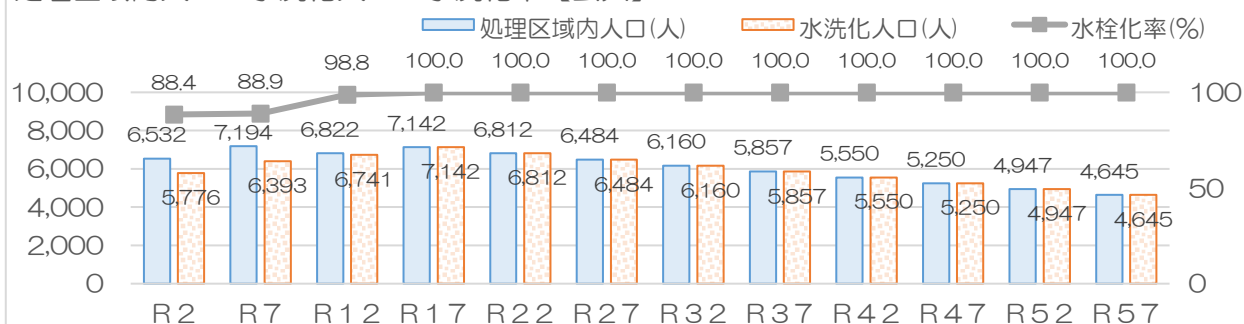
詳細は、巻末の「参考資料 1. 公共下水道の処理区域内人口・水洗化人口について」に記載しています。

有収水量は、水洗化人口と同様に、長期的には減少し、10年後の令和17年度末に1,149,458 m^3 、令和57年度末に867,297 m^3 にまで減少する見込みです。

なお、公共下水道については、第1次・第2次産業で年間の使用料（税抜）が100万円を超える大口使用者の有収水量を、令和2～6年度実績の平均値で別途計上しています。



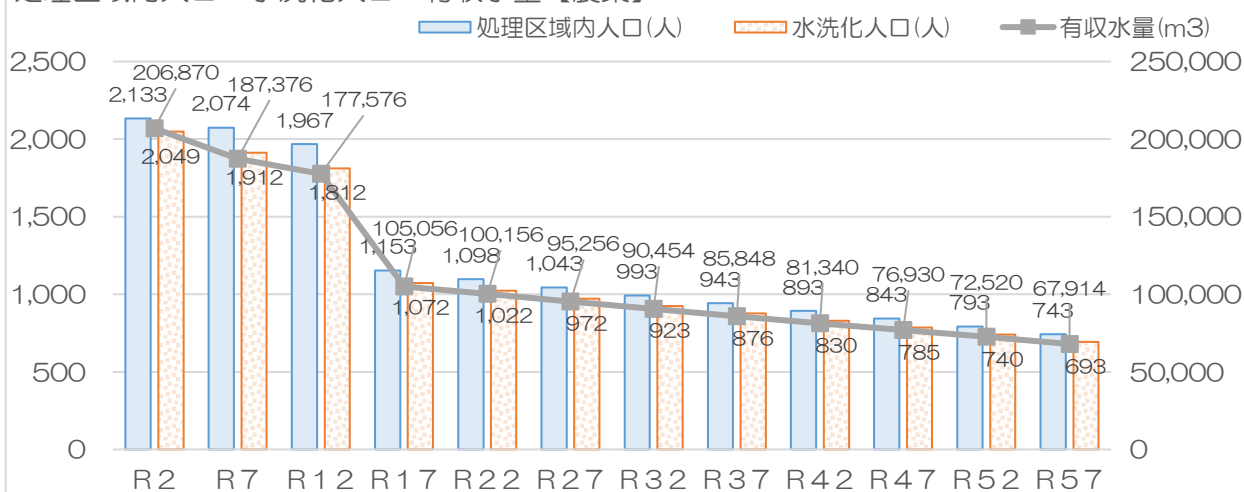
処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率【公共】



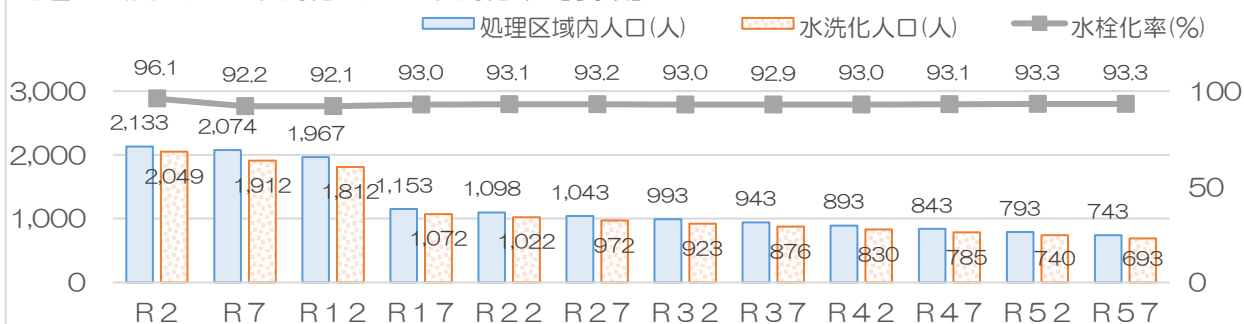
農業集落排水では、処理区域内人口・水洗化人口ともに減少が見込まれ、用土中央地区農業集落排水の下水道接続によっても大きく減少するため、水洗化人口は、10年後の令和17年度末に1,072人、令和57年度末に693人にまで減少する見込みです。

有収水量は、人口や世帯数の減少によりさらに減少し、10年後の令和17年度末に105,056 m^3 、令和57年度末に67,914 m^3 にまで減少する見込みです。

処理区域内人口・水洗化人口・有収水量【農集】



処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率【農集】

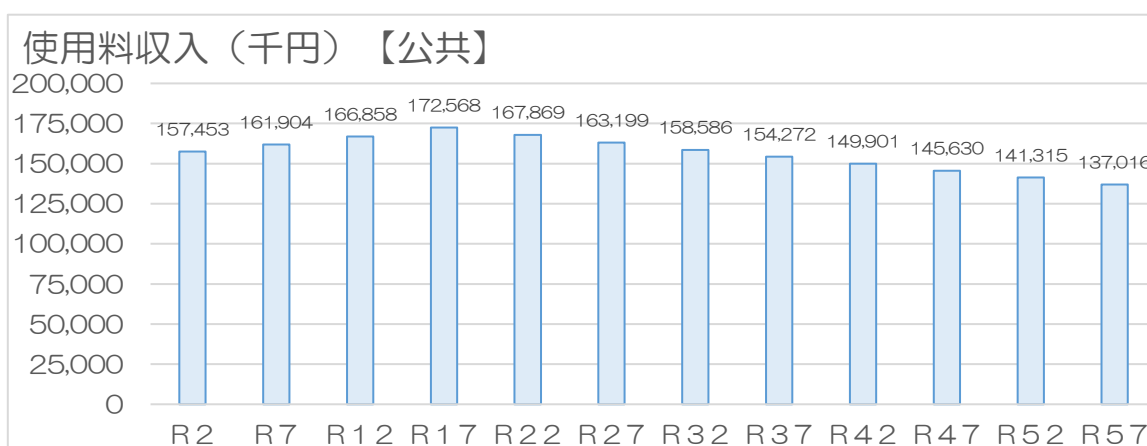


2. 使用料収入の見通し

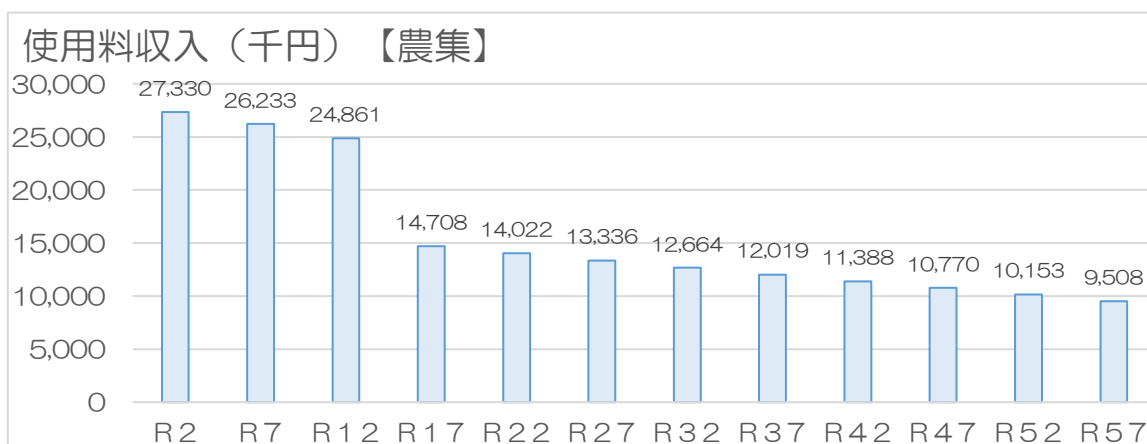
現行の使用料を維持した場合の使用料収入を予測した結果は次のとおりです。

公共下水道では、令和7年度の予測使用料収入は、約1.6億万円となります。計画期間最終年度である令和17年度では約1.7億万円となり、新規接続と用土中央地区農業集落排水の下水道接続により、令和7年度に比べると6.6%の増加となります。その後は将来水量の推移と連動して減少傾向となり、令和57年度には約1.4億万円となり、令和7年度と比べると15.4%の減少となります。

なお、有収水量と同じく、公共下水道については、大口使用者分を令和2～6年度実績の平均値で別途計上しています。



農業集落排水では、令和7年度の予測使用料収入は、約2,600万円となります。計画期間最終年度である令和17年度では約1,500万円となり、令和7年度に比べると43.9%の減少となります。その後も将来水量の推移と連動して減少傾向となり、令和57年度には約950万円となり、令和7年度と比べると63.8%の減少となります。



3. 施設の見通し

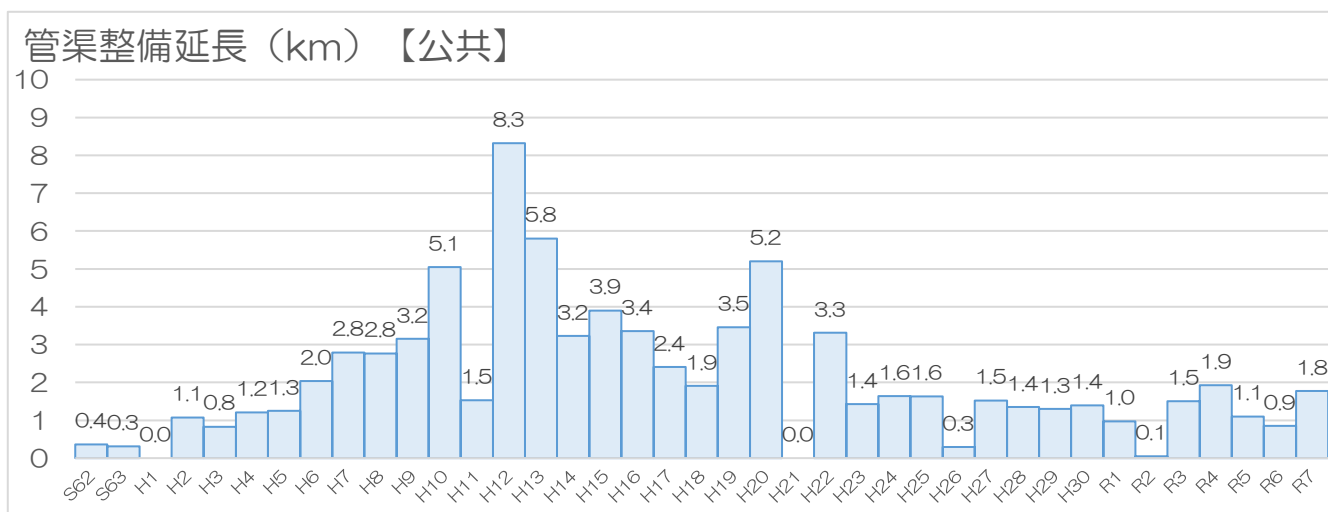
汚水処理に関する施設は、大きく管路と処理場に分けることができ、管路は主に管渠（下水道管そのもの）とマンホールポンプ場（汚水を自然流下させるために汲み上げるもの）に、処理場は主に建物と内部の機械装置に分類できます。これらは標準耐用年数（通常の維持管理をした場合に本来の機能を維持できる年数）が異なることから、個別に更新需要を予測します。

【公共下水道事業】

公共下水道では、本計画と同年度に、点検・調査から修繕・改築までの計画的な実施を図る「寄居町公共下水道ストックマネジメント計画（第2期）」を改定しており、この計画に基づき更新需要を予測します。

（１） 管渠の更新需要予測

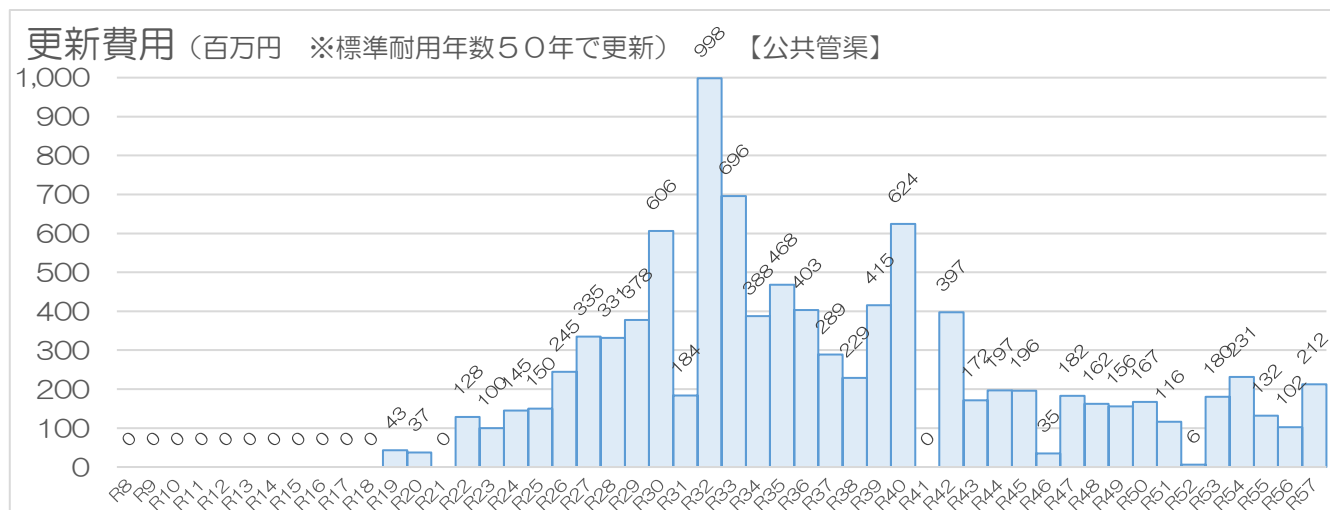
公共下水道の管渠の総延長は令和7年度末で約82 km、各年度の管渠整備延長は次の表のとおりです。



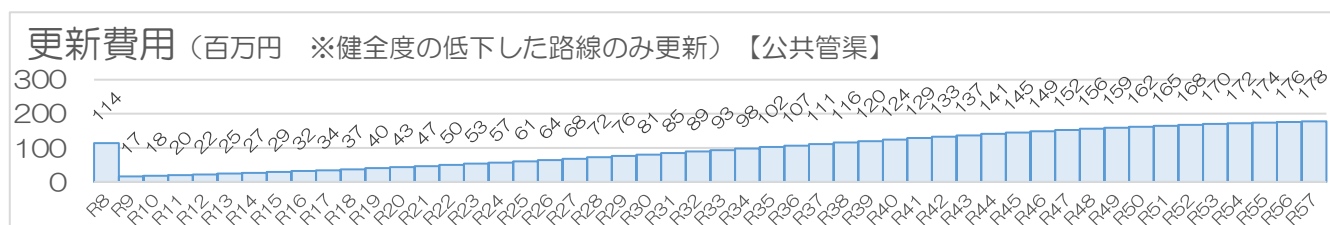
標準耐用年数の50年で管渠を更新する場合、計画期間中に耐用年数を迎える管渠はありませんが、令和19年度から段階的に更新費用が発生し、ピークを迎える令和32年度には約10億円、50年間の総額は約98.4億円、年平均で約2億円となります。

これを耐用年数の1.5倍の75年で更新した場合、年平均は約1.3億円となります。

メーターあたりの更新費用は、公共の整備期間平均から12万円/mとしています。

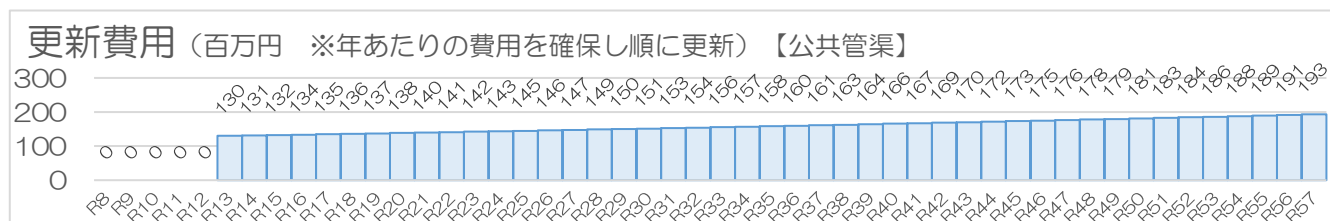


健全度の低下した管渠のみを更新する場合、緩やかに更新費用が上昇するものの、年度ごとの更新費用は最大約1.7億円に平準化でき、50年間の総額は約45.2億円となります。



更新費用の平準化を行いつつ老朽化した管渠を残さないようにするため、令和13年度において年あたり1.3億円、以降の年度で1.3億円+物価上昇分の更新費用を確保し、健全度が低く経過年数長い管渠から順に更新する場合、50年間の総額は約71.7億円（年平均の総額58.5億円+物価上昇分13.2億円）となります。

なお、令和8～12年度は、最も整備時期の古い寄居駅を中心とした地区（第一処理分区）の管渠点検を実施する予定です。



(2) マンホールポンプ場の更新需要予測

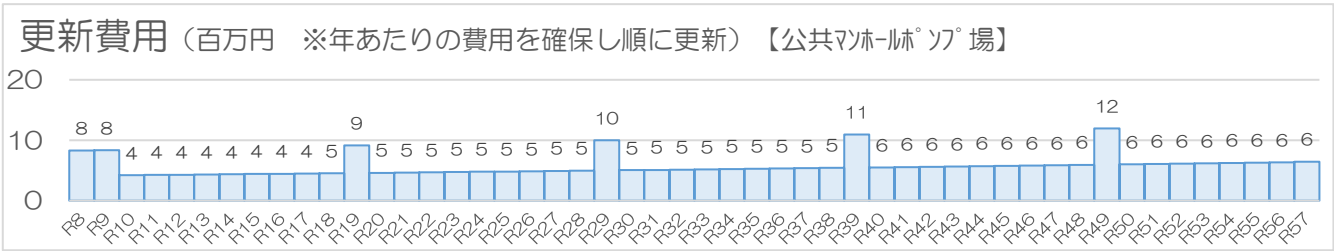
公共下水道のマンホールポンプ場は13か所あり、主な更新対象であるポンプは26基、水位計（ポンプを自動制御するために水面の高さを計測する機器）は13台あります。

ポンプは20年（耐用年数15年）、水位計は15年（耐用年数10年）で更新した場合、年度ごとの更新費用は、第一中継ポンプ場を更新する年で約800万円・その他の年で約400万円にそれぞれ物価上昇分を加えた額となり、50年間の総額は約3.3億円（年平均の総額2.2億円＋物価上昇分1.1億円）となります。

ポンプの交換は、20年間の年平均310万円ですが、10年に1度、第一中継ポンプ場の大規模ポンプを交換するため710万円を見込みます。

水位計の交換は、15年間の年平均90万円を見込みます。

また、通報装置について、耐用年数を経過し規格も古いものが4か所残っており、令和8年度にこれらの更新費用400万円を見込みます。



計画期間の更新箇所の目安（ポンプ・水位計）

公共MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	子持瀬	第一中継	本村 本村第2	玉淀	子持瀬	富田	三ヶ山東	三ヶ山中	三ヶ山西	東伴場地
水位計	本村第2	—	第一中継	三ヶ山東	三ヶ山中	三ヶ山西	玉淀	樋ノ下	岩崎	東伴場地

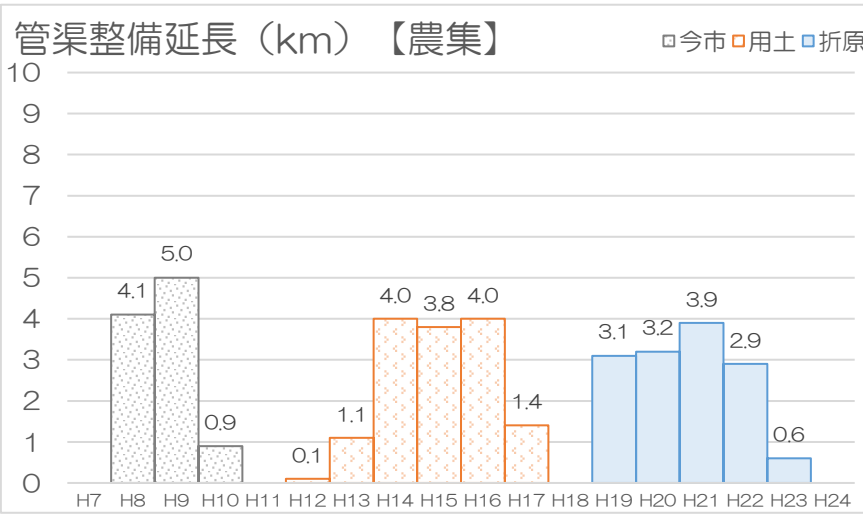
【農業集落排水事業】

農業集落排水では、令和2年度に「寄居町農業集落排水施設最適整備構想」を策定しており、この構想に基づき更新需要を予測します。

ただし、管渠・マンホールポンプ場については、耐用年数を参考に更新時期の平準化を図ります。

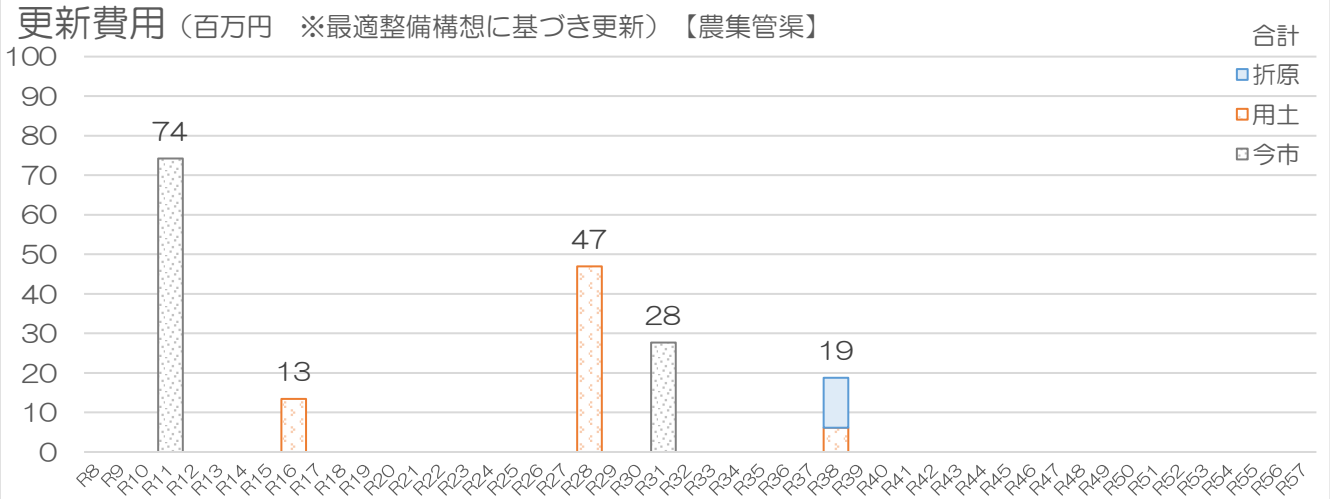
(1) 管渠の更新需要予測

農業集落排水の総延長は令和7年度末で約38km、各年度の管渠整備延長は次の表のとおりです。



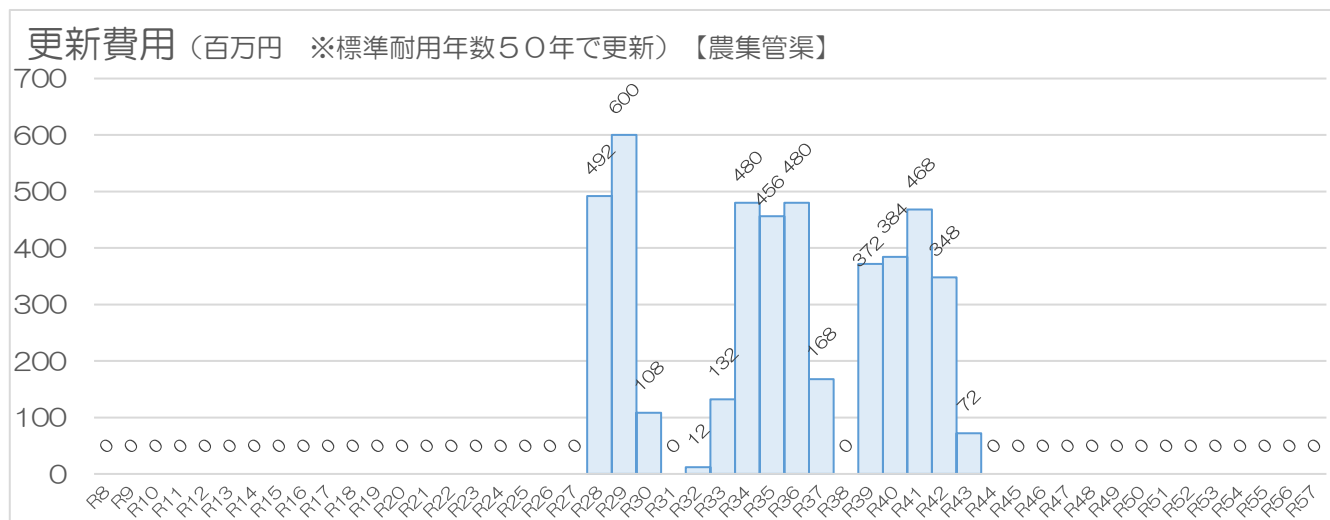
最適整備構想に基づき更新する場合、50年間の総額は約1.8億円となります。

ただし、最適整備構想では、令和3年度から令和42年度までの計画期間内における『機能保全のためのコストについて、最も経済的な手法を選択する』方針としており、同期化（更新時期の集約）と健全度評価による更新時期の見直しにより、計画期間の総コストを低減させていることに注意が必要です。

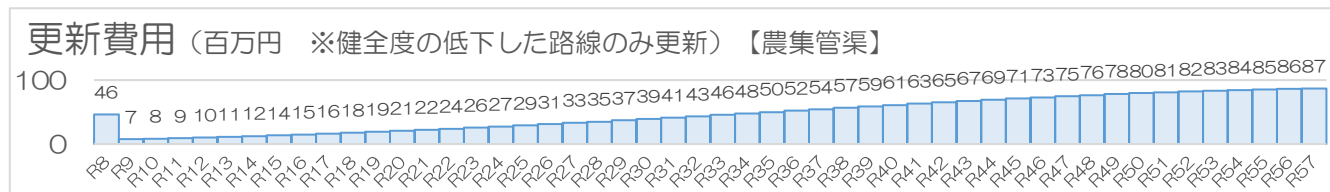


ストックマネジメント計画における算定方式を用いて、標準耐用年数で更新した場合、更新時期には最大約6億円、50年間の総額は約45.8億円、年平均で約9,000万円となります。

これを耐用年数の1.5倍の75年で更新した場合、年平均は約6,000万円となります。

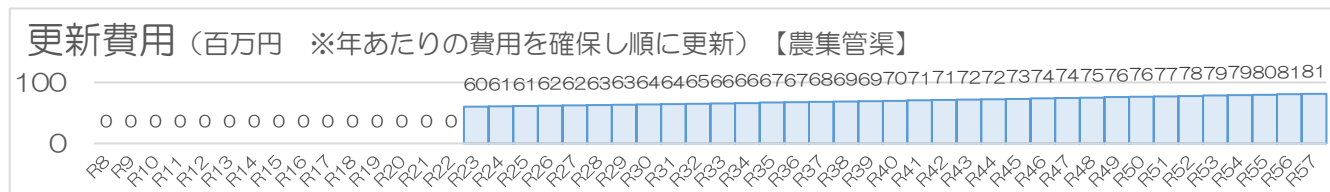


健全度の低下した管渠のみを更新する場合、緩やかに更新費用が上昇し、年度ごとの更新費用は最大約8,700万円、50年間の総額は約23.3億円となります。



更新費用の平準化を行いつつ老朽化した管渠を残さないようにするため、令和23年度において年あたり6,000万円、以降の年度で6,000万円+物価上昇分の更新費用を確保し、健全度が低く経過年数が長い管渠から順に更新する場合、50年間の総額は約24.6億円（年平均の総額21億円+物価上昇分3.6億円）となります。

最初に耐用年数を迎える令和28年度の5年前から前倒しで更新を開始する想定です。



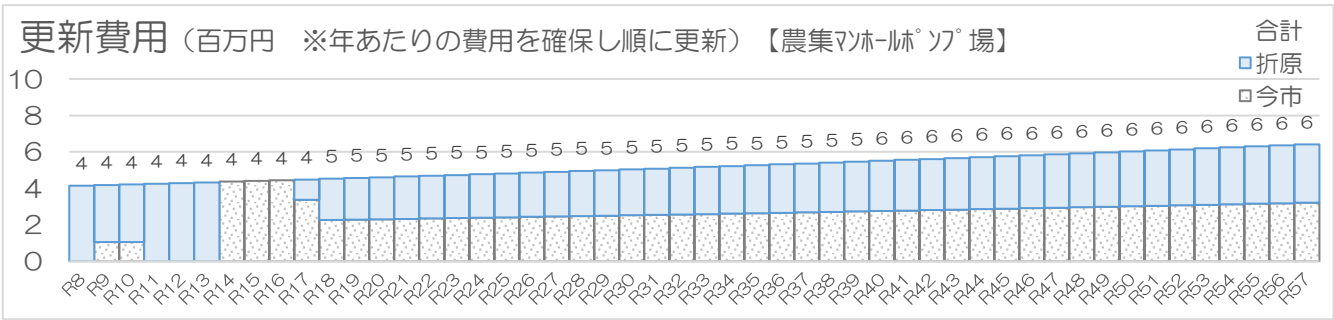
(2) マンホールポンプ場の更新需要予測

農業集落排水のマンホールポンプ場とそのポンプ・水位計は、今市に7か所・ポンプ14基・水位計7台、折原に12か所・ポンプ24基・水位計12台があります。

ポンプは20年（耐用年数15年）、水位計は15年（耐用年数10年）で更新した場合、年度ごとの更新費用は約400万円に物価上昇分を加えた額となり、50年間の総額は約2.6億円（年平均の総額2億円＋物価上昇分0.6億円）となります。

ポンプの交換は、20年間の年平均310万円を見込みます。

水位計の交換は、15年間の年平均90万円を見込みます。



計画期間の更新箇所が目安（ポンプ・水位計）

今市MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	—	—	—	—	—	—	藪路	宗元	天神原	牛潜 下金井
水位計	—	下金井	牛潜	—	—	—	藪路	宗元	天神原	—

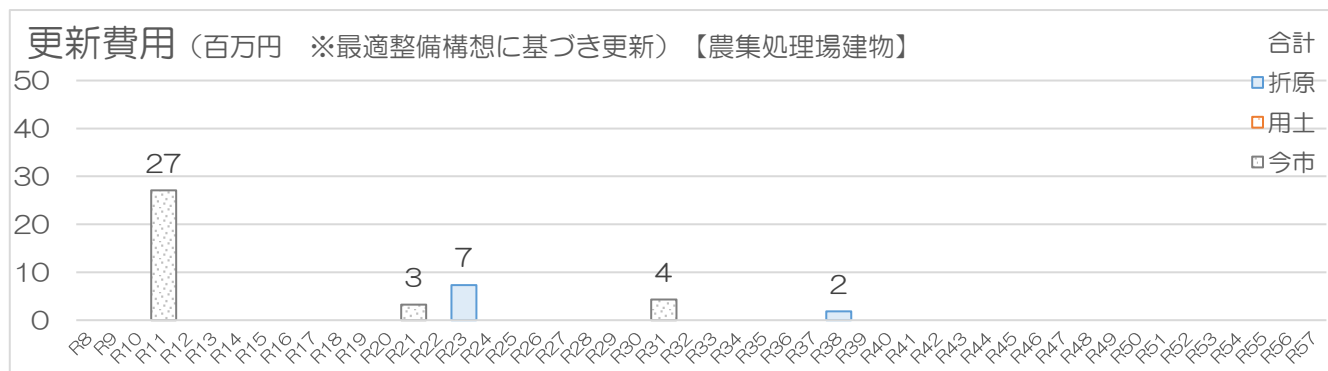
折原MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	木ノ下 淵ノ上	愛宕原道下 西植栗	深沢 喜多	坂東 和田	藤沢 滝ノ上	大岩 下平	—	—	—	—
水位計	淵ノ上	—	—	和田	藤沢	坂東	—	—	—	滝ノ上

（３） 処理場（建物）の更新需要予測

農業集落排水は、今市・用土中央・折原の計３つの処理場で排水処理をしています。

建物について、最適整備構想に基づき更新する場合、５０年間の総額は約４，４００万円となります。計画期間内では、令和１１年度に今市地区農業集落排水施設の大規模改修を見込んでいます。

なお、用土中央地区について、下水道への接続を予定している令和１５年度以降の分は計上していません。

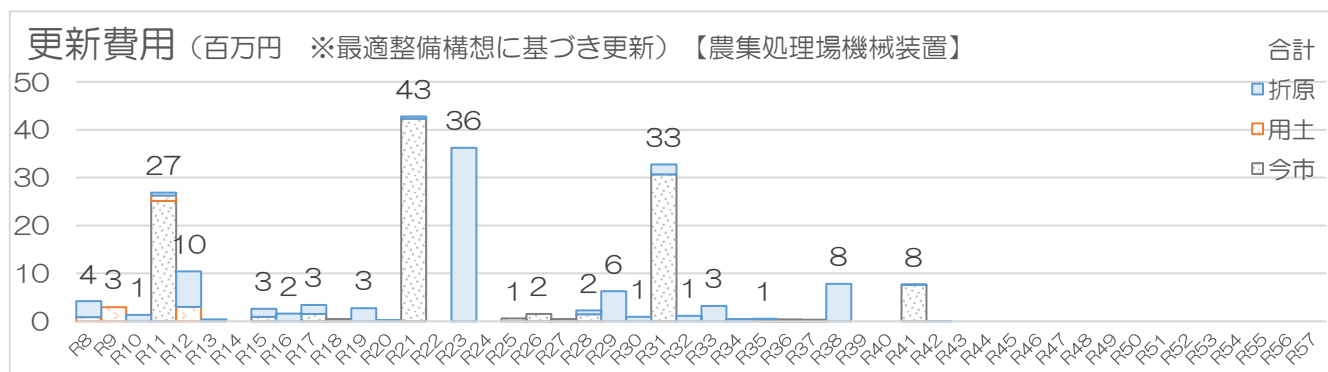


（４） 処理場（機械装置）の更新需要予測

処理場では、様々な機械・装置を使用し、微生物を利用して污水をきれいにしています。

これらの機械装置について、最適整備構想に基づき更新する場合、５０年間の総額は約２億円となります。処理場（建物）と同様に、令和１１年度に今市地区農業集落排水施設の大規模改修を見込んでいます。

なお、用土中央地区について、下水道への接続を予定している令和１５年度以降の分は計上していません。



４．組織の見通し

下水道事業の職員数については、適正な定員管理に努めるとともに、職員の世代交代を円滑に進め、技術の継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実などを図ります。

第3章 経営の基本方針

1. 下水道事業に求められる役割と課題

下水道は、生活環境や公衆衛生の改善・公共用水域の水質保全など、市民の暮らしを支えるライフラインとして重要な役割を担っています。

将来にわたって下水道事業を継続していくにあたり、前章までの整理・分析の結果から、次の3点が課題として挙げられます。

① 人口減少や節水機器の普及による使用料収入への影響

使用料収入について、人口減少に伴う水洗化人口の減少や節水機器の普及により、長期的には使用料収入は減少傾向となる見込みです。

② 施設の機能を維持するための適切な更新

管路・建物は計画期間内に耐用年数を迎えるものではありませんが、長期的に見ると多額の更新費用が見込まれます。また、マンホールポンプ場や処理場の機械装置等については、既に耐用年数を超過し、更新を要するものがあります。

これらの施設の機能を維持していくため、更新費用を確保し、適切に更新する必要があります。

③ 施設の更新費用・維持管理費用の低減

人口減少や節水等により汚水処理量も減少し、施設の処理能力の余力が増加する見込みです。そのため、施設の更新期において、適正な処理能力の機器へのダウンサイジングや施設の統廃合により、ライフサイクルコスト（新設から廃棄までの費用の総額）低減を図る必要があります。

2. 経営理念・基本方針

「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」に定められた基本方針と、現行の「寄居町公共下水道事業経営戦略」「寄居町農業集落排水事業経営戦略」に準じ、かつ、上に挙げた課題を踏まえ、改めて下水道事業の経営理念及び基本方針を次のとおり定めます。

経営理念

地域環境を守る安心で持続可能な下水道事業

基本方針

- 持続可能な事業運営を行うための経営基盤強化
- 社会基盤の維持管理・充実のための社会インフラの適切なマネジメント
- 地域の生活環境の保全

3. 具体的な取組

前述の基本方針を達成するための具体的な取組は次のとおりです。

施策① 適正な使用料水準の検討

現在、下水道事業は、一般会計からの繰入金や整備事業に係る企業債などの、使用料収入以外の収入に依存して経営が成り立っています。

同事業は、過大な設備投資を必要とする典型的な装置産業ですが、公営企業の目指すべき姿は「独立採算」であり、適正な使用料のあり方を検討する必要があります。

本経営戦略において、現行の使用料体系における収支ギャップから使用料改定試算を行いましたが、改定率や改定時期等、将来における事業環境を確認しながら使用料の改定について引き続き検討を行っていきます。なお、実際に使用料改定を行う場合には、その時期や改定率等について事前に住民の皆様にお知らせを行います。

施策② 施設更新における国庫補助金・企業債などの財源確保

施設の大規模な更新（農業集落排水の下水道接続や処理場の更新）においては、国庫補助金・企業債が主要な財源となります。

施設は、将来にわたり長期間使用することから、整備・更新に係る費用を現在の下水道使用者が全て負担するのではなく、将来の下水道使用者にも負担していただくため、企業債の発行により資金を調達し、元利償還金として後年度に支出することで、世代間の財政負担の公平化を図っています。償還には利息の支払いが伴うほか、将来の使用料収入を原資としていることに注意が必要です。

施設の大規模な更新においては、国庫補助金を有効活用するとともに、企業債について将来世代に過度な負担とならないよう、計画的な借入れを行います

施策③ スtockマネジメント計画・最適整備構想に基づく計画的な施設の更新

公共下水道・農業集落排水ともに整備事業が完了しており、今後は維持管理主体の事業にシフトし、予算の制約の下で持続可能な下水道サービスを提供する必要があります。また、劣化等による事故を防ぐため、施設の健全性を維持する必要があります。

そのため、Stockマネジメント計画・最適整備構想に基づき、施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的な更新を行います。

また、施設の更新を行う際に、省エネ機能を有する機器への更新や処理能力にあった性能の機器へのダウンサイジングを行うなど、ライフサイクルコストの低減を図ります。

施策④ 関連計画に基づく農業集落排水の下水道接続

効率的な施設の運営のため、用土中央地区農業集落排水について、「埼玉県生活排水処理施設整備構想 第5章 広域化・共同化計画」「寄居町農業集落排水施設再編計画」に基づき、下水道への接続に向けた管渠等の整備を進めます。

第4章 投資財政計画

1. 投資・財源の試算

下水道事業では、施設の健全性を維持することが、衛生的で安定した汚水処理を行うための前提条件となります。

施設の健全性を維持するためには、施設更新の計画であるストックマネジメント計画・最適整備構想に基づいた事業の着実な実施が求められます。

一方で、投資事業には多大な資金が必要となるため、その「投資試算」（投資事業にかかる費用の見通し）と「財源試算」（使用料収入など財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現する上で非常に重要になります。

そのため、第2章で検討した将来の見通し、第3章で設定した具体的な取組を、計画期間における「投資試算」「財源試算」に分けて再度整理し、必要に応じて試算の見直しを加えながら、収支の均衡がとれた計画となるよう調整していきます。

試算にあたり、総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、効率化・合理化を図った「投資計画」と、現行の使用料を維持した場合における①企業債の「適正な規模での借入れ」、②繰入金の「総務省基準を原則とした適正な繰入れ」を行った場合の「財源試算」をとりまとめ、収支状況を確認します。

具体的な条件は次のとおりです。

【公共下水道事業】

「投資計画」

管渠更新：健全度が低く経過年数が長い管渠から順に更新

マンホールポンプ場のポンプ・水位計の更新：更新箇所の目安どおり更新

農業集落排水の下水道接続：R 8・9年に建設負担金、R 13・14年に設計工事費を計上

「財源試算」

企業債：令和12・17年度の企業債残高 21億円以下（令和7年度の残高見込み以下）

一般会計繰入金：基準内繰入＋決算統計方式における分流式経費の汚水処理費振替分

【農業集落排水事業】

「投資計画」

管渠更新：計画期間内の更新なし（健全度が低く経過年数が長い管渠から順に更新）

マンホールポンプ場のポンプ・水位計の更新：更新箇所の目安どおり更新

処理場（建物・機械装置）：最適整備構想に基づき更新

「財源試算」

企業債：原則は借入れをせず残高削減、工事費が多額となる処理場の更新に対し借入れ

一般会計繰入金：基準内繰入＋決算統計方式における分流式経費の汚水処理費振替分

＋当年度純利益 1,880 千円となる収支不足分（繰越欠損金解消のため）

(1) 現行の使用料を維持した場合の投資・財源試算

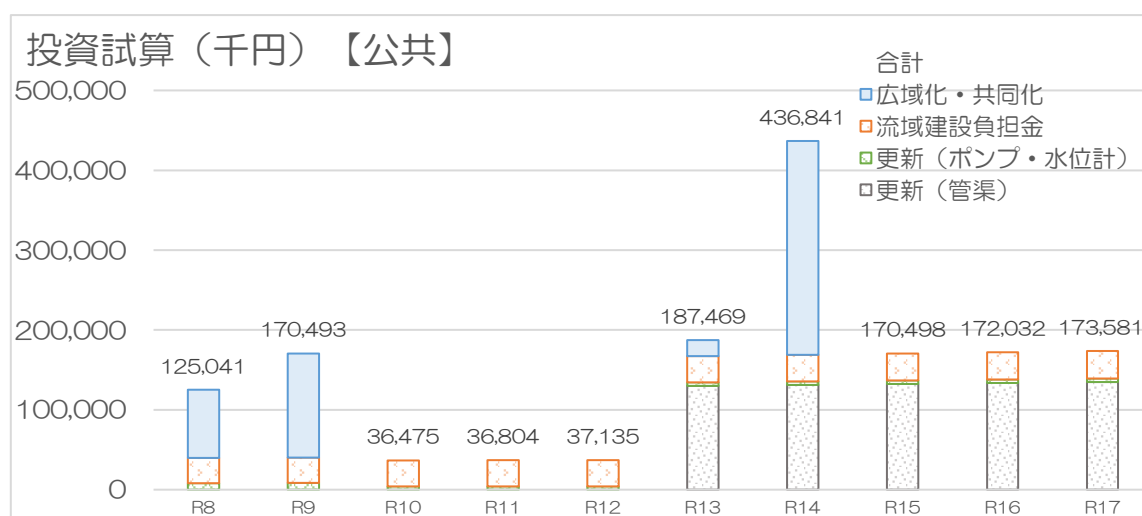
【公共下水道事業】

① 投資試算

これまで検討した投資の効率化と健全化の取り組みを踏まえ、今後10年間の投資額を試算し、平準化を図っていく計画としています。

主な事業は管渠の更新（健全度が低く経過年数が長い管渠から順に更新）、マンホールポンプ場のポンプ・水位計の更新、用土中央地区農業集落排水の下水道接続（広域化・共同化）であり、継続的な事業運営のための施設改良を進めていきます。

平準化後の投資額は、今後10年間の計画期間内で約15.5億円が必要になると見込んでいます。



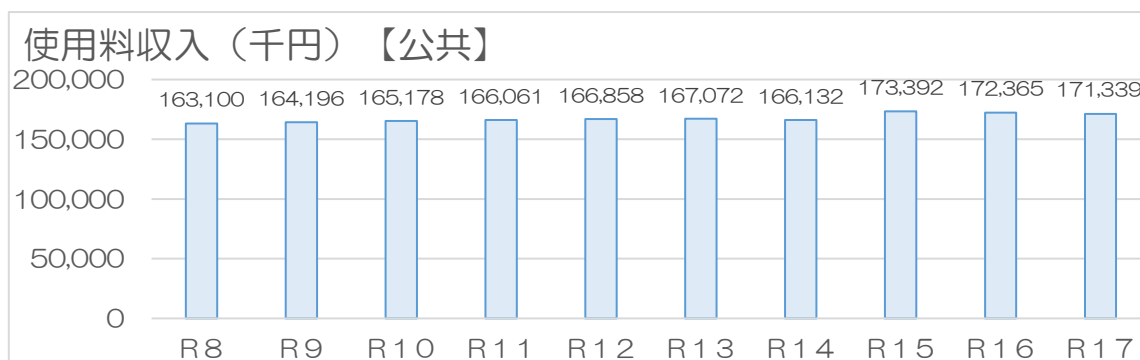
計画期間の更新箇所目安（ポンプ・水位計）

公共MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	子持瀬	第一中継	本村 本村第2	玉淀	子持瀬	富田	三ヶ山東	三ヶ山中	三ヶ山西	東伴場地
水位計	本村第2	—	第一中継	三ヶ山東	三ヶ山中	三ヶ山西	玉淀	樋ノ下	岩崎	東伴場地

② 財源試算

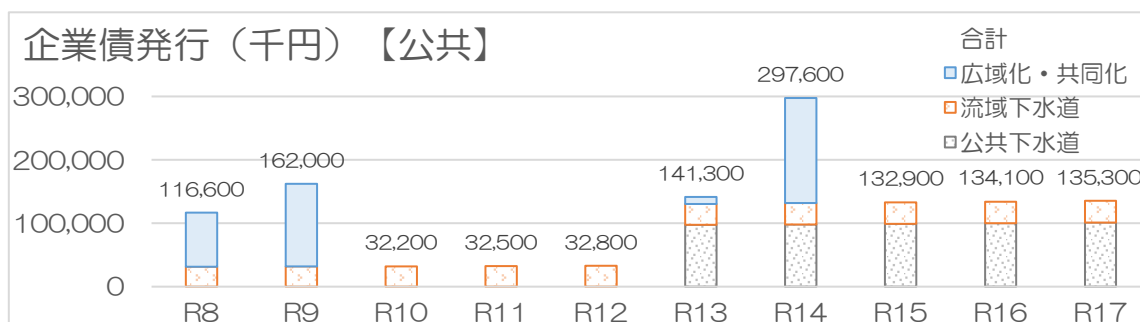
■使用料収入の見通し

令和2～6年度の実績に基づき、処理区域内人口の上限・用土中央地区農業集落排水の下水道接続を考慮して予測した年間有収水量に、今後の使用料単価の見込み値を乗じて使用料収入の予測を行いました。その結果、新規接続と令和15年度の用土中央地区農業集落排水の下水道接続により、使用料収入は令和17年度には約1.7億円となり、今後10年間で約8,000万円増加する見込みですが、その後は減少傾向となります。



■企業債発行額に関する事項

計画の評価・検証を行う令和12・17年度における企業債残高が21億円以下となるよう、流域下水道建設負担金の100%の企業債のほか、国庫補助対象事業は総額の45%、町単独事業のうち用土中央地区農業集落排水の下水道接続（広域化・共同化）は95%、管渠更新は75%の企業債の借入れを見込みます。



■国庫補助金に関する事項

建設事業に係る国庫補助金として、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用しています。今後必要となる施設の老朽化対策や施設耐震化、農業集落排水施設の下水道への接続（広域化・共同化）等の事業が国庫補助金の対象となります。

今後、国庫補助金の制度変更や国の動向に注目しつつ、効率的に補助金を活用していきます。

■繰入金に関する事項

基準内繰入＋決算統計方式における分流式経費の汚水処理費振替分による推計とします。

③ 収益的収支

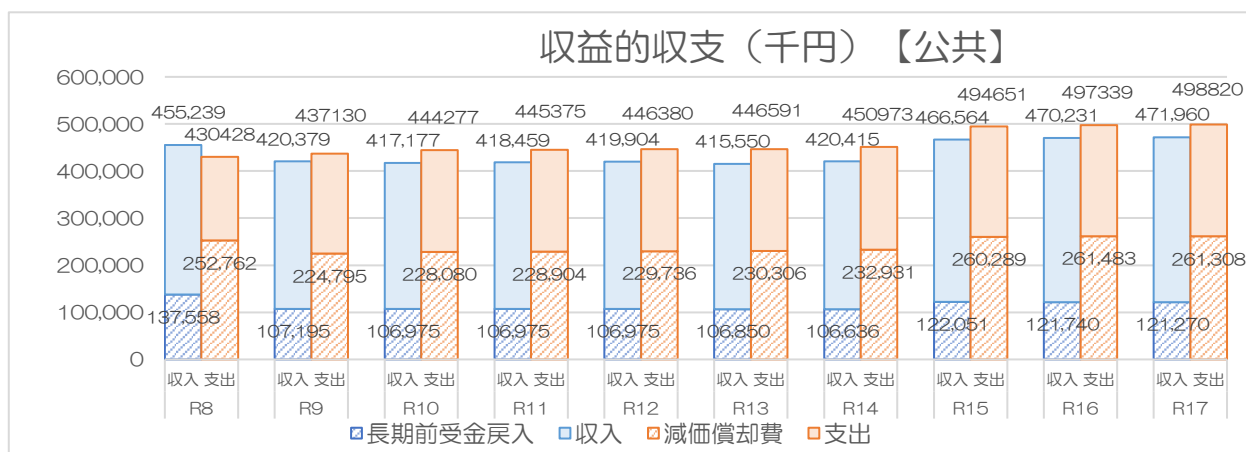
収入では、使用料収入はほぼ横ばいで推移し、総収益は令和17年度には約4億7,000万円となる見込みです。

支出では、維持管理の費用が物価上昇等により上昇傾向にあり、また、今後の投資によって減価償却費が上向きに推移することから、総費用は増加傾向となっています。

経常損益（≡純損益）は、推計年度中において2,800万円程度の赤字が続く見込みです。

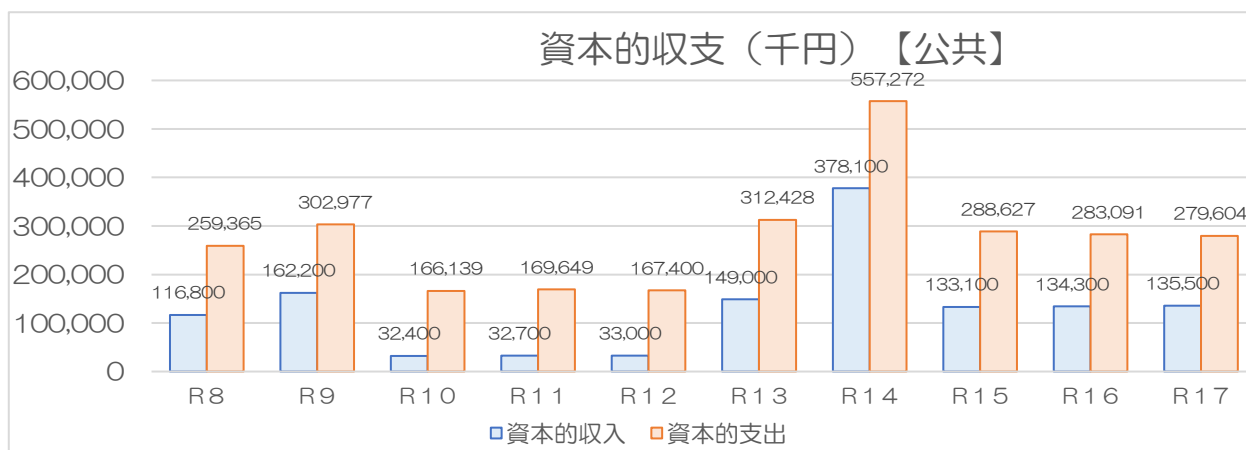
また、現金の減らない支出（減価償却費）と現金の増えない収入（長期前受金戻入）の差額が手元に現金として溜まります。この差額を「損益勘定留保資金」と言い、純利益と併せて資本的収支の不足分をうめるための財源（内部留保資金）となります。

損益勘定留保資金（収益的収支グラフの斜線部の差額）は、推計年度中において1億3,000万円程度で推移する見込みです。



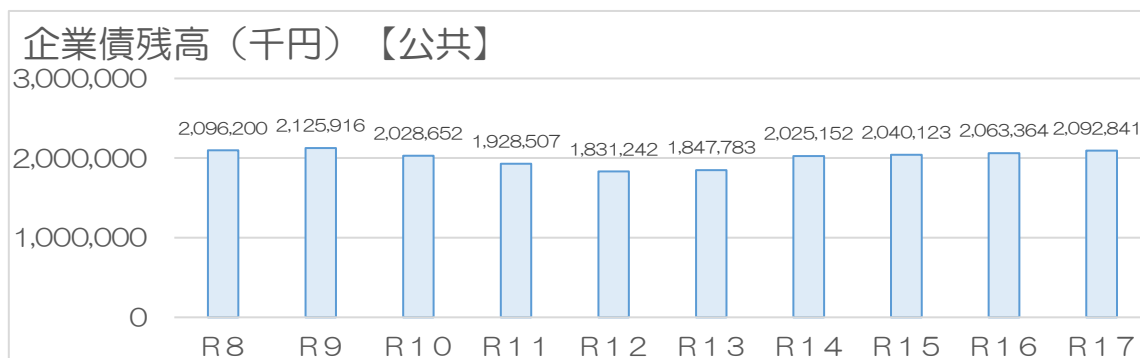
④ 資本的収支

建設事業費の支出とその財源の一部である企業債や国庫補助金の収入の差額により、毎年1億4,000万円程度の不足額が発生します。この不足額を、収益的収支で発生した純利益や損益勘定留保資金、建設事業で支払う消費税の還付分である消費税資本的収支調整額などの自己資金でうめる（内部留保資金を補填財源として使用する）ことで、収支均衡を図ります。



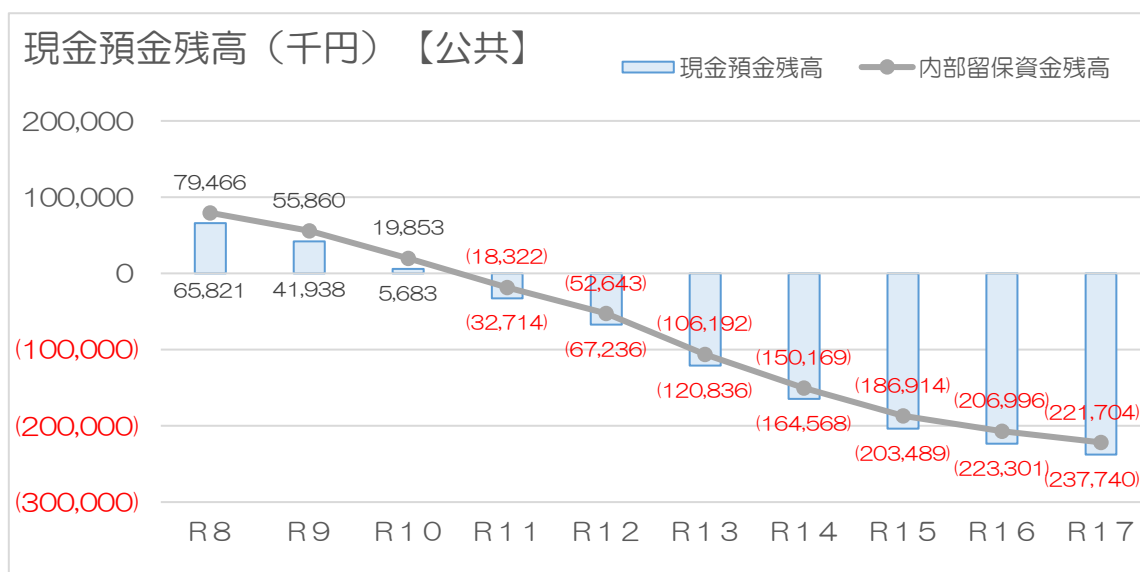
⑤ 企業債残高

今後、事業費の多くを企業債による収入で賄うため、管渠更新における企業債の借入れの割合を抑制することで、令和12・17年度の企業債残高を21億円以下としています。



⑥ 現金預金残高

現金預金残高は急激に減少し、令和11年度には残高がマイナスとなります。以降も減少を続け、令和17年度には約2億4,000万円のマイナスとなる見込みであり、経営のための運転資金を確保できていません。



【農業集落排水事業】

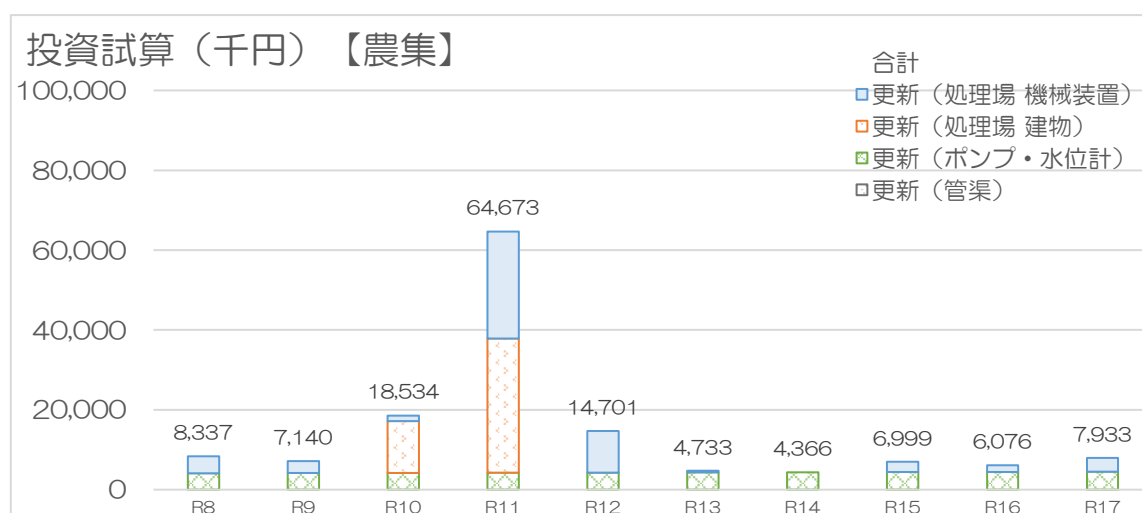
① 投資試算

これまで検討した投資の効率化と健全化の取り組みを踏まえ、今後10年間の投資額を試算し、平準化を図っていく計画としています。

主な事業はマンホールポンプ場のポンプ・水位計の更新、今市地区農業集落排水施設の大規模改修工事であり、継続的な事業運営のための施設改良を進めていきます。

管渠の更新は、計画期間外の令和23年度（耐用年数を迎える令和28年度からの5年間前倒し）から開始を見込んでいます。

平準化後の投資額は、今後10年間の計画期間内で約1.5億円が必要になると見込んでいます。



計画期間の更新箇所の見込（ポンプ・水位計）

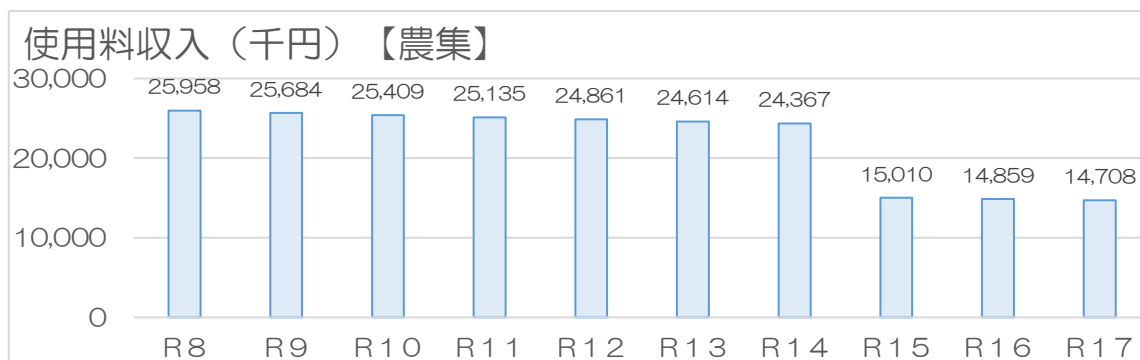
今市MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	—	—	—	—	—	—	藪路	宗元	天神原	牛潜 下金井
水位計	—	下金井	牛潜	—	—	—	藪路	宗元	天神原	—

折原MHP	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ポンプ	木ノ下 淵ノ上	愛宕原道下 西植栗	深沢 喜多	坂東 和田	藤沢 滝ノ上	大岩 下平	—	—	—	—
水位計	淵ノ上	—	—	和田	藤沢	坂東	—	—	—	滝ノ上

② 財源試算

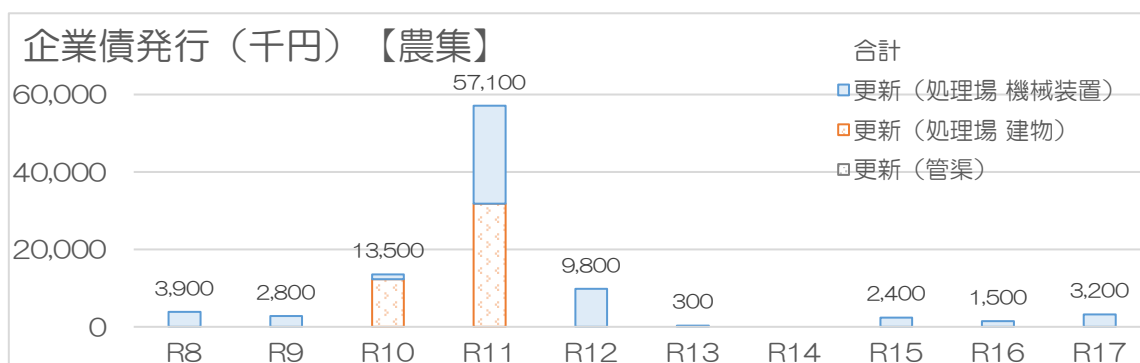
■使用料収入の見通し

令和2～6年度の実績に基づき、用土中央地区農業集落排水の下水道接続を考慮して予測した年間有収水量に、今後の使用料単価の見込み値を乗じて使用料収入の予測を行いました。その結果、使用料収入は令和17年度には約1,500万円となり、今後10年間で約1,100万円減少する見込みです。



■企業債発行額に関する事項

原則として残高削減を進めるため、マンホールポンプ場のポンプ・水位計の更新については借入れをせず、処理場の更新について、国庫補助対象事業は総額の45%、町単独事業は総額の95%の企業債の借入れを見込みます。なお、管渠の計画期間内の更新はありません。



■国庫補助金に関する事項

当初の整備事業において、農林水産省の農林漁村地域整備交付金や県の補助金などを活用しています。

今後の処理施設における大規模改修について、国・県補助金の制度変更や動向に注目しつつ、効率的に補助金を活用していきます。

■繰入金に関する事項

繰入基準に基づき、適正な範囲で繰入れを行う推計とし、安定した経営状況を維持するために必要に応じて別途基準外繰入も活用します。

③ 収益的収支

収入では、使用料収入は減少傾向で、総収益は令和17年度には約1億円となる見込みです。

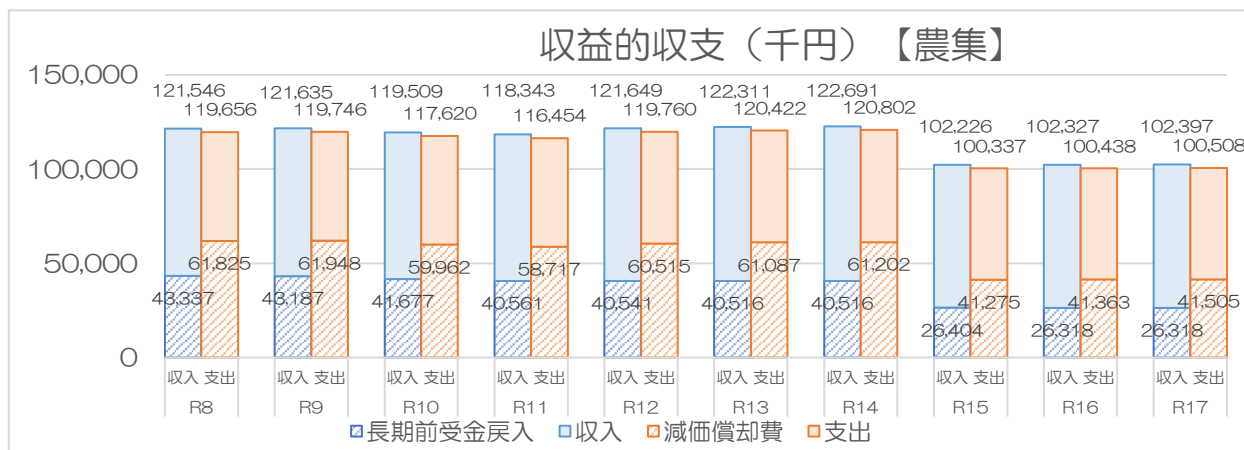
なお、この収入における繰入金には、資金不足の補填・純損失の解消と累積欠損金を計画期間内で解消するための年平均約3,700万円の基準外補助金を含んでいます。

支出では、物価上昇等による維持管理費の増加と、耐用年数が経過した資産が増えることによる減価償却費の減少、大規模改修工事に伴う以降の減価償却費の増加により、総費用は増加傾向となっています。

なお、用土中央地区農業集落排水の下水道接続により、令和15年度を境に収支ともに減少しています。

経常損益（≡純損益）は、推計年度中において190万円程度の黒字で推移する見込みです。

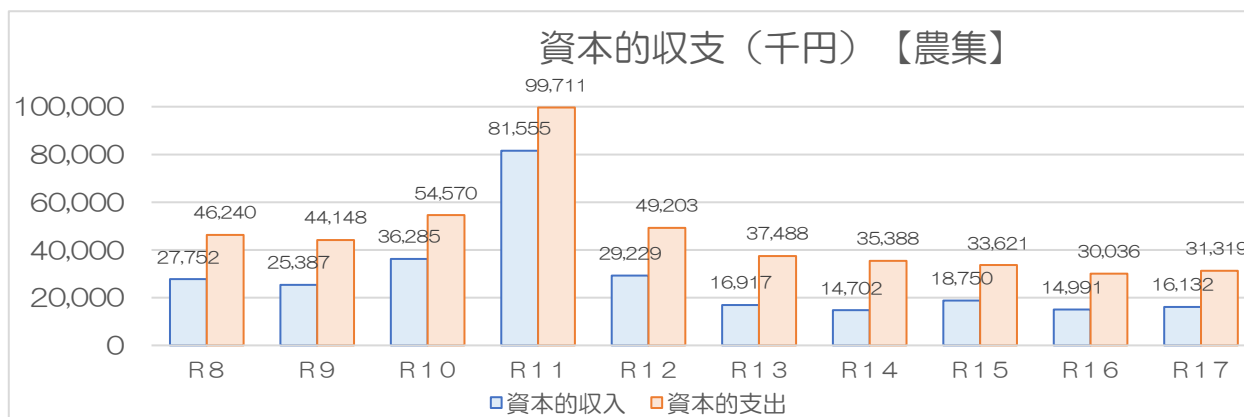
損益勘定留保資金（収益的収支グラフの斜線部の差額）は、推計年度中において1,800万円程度で推移する見込みです。



④ 資本的収支

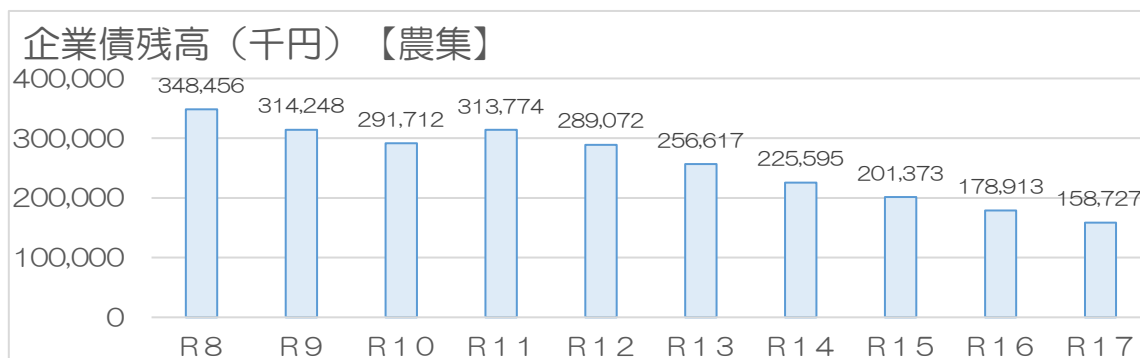
建設事業費の支出とその財源の一部である企業債等の収入の差額により毎年1,800万円程度が不足するため、公共下水道と同様に内部留保資金で補填することで収支均衡を図ります。

なお、この収入には、企業債の借入れと内部留保資金で賄いきれない建設事業費を補填するための年平均約1,900万円の基準外出資金を含んでいます。



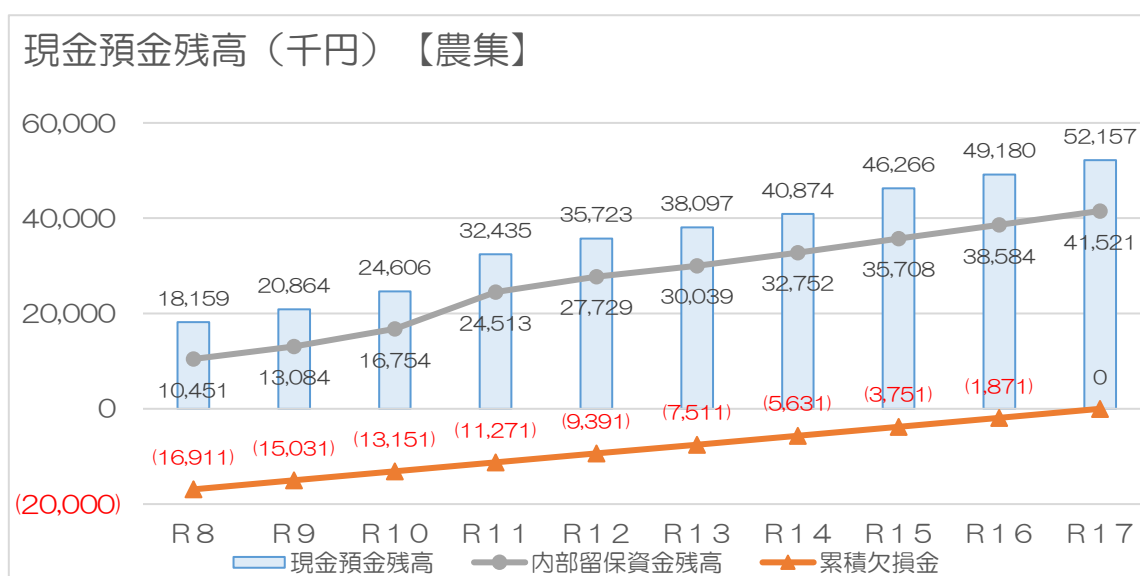
⑤ 企業債残高

大規模改修工事の費用を企業債による収入で賄うため令和11年度に増加するものの、既存の企業債の償還を進めるため、残高の水準は現状よりも低くなる見込みです。



⑥ 現金預金残高

現金預金残高は増加し、令和17年度には約5,200万円となり、累積欠損金も解消できる見込みですが、経営を基準外の繰入金に依存しているため、安定的な自己資金残高を確保できていません。



（２）投資・財源試算のまとめ

「（１）現行の使用料を維持した場合の投資・財源試算」のとおり、現行の使用料を維持した場合、公共下水道事業では使用料収入を維持できるものの企業債残高も横ばいとなり、農業集落排水事業では企業債残高が縮小するものの使用料収入が大きく減少する見込みです。また、一般会計からの多額の繰入が必要であることに変わりはなく、特に農業集落排水事業では、安定した経営状況を維持するための基準外繰入が必要となっています。

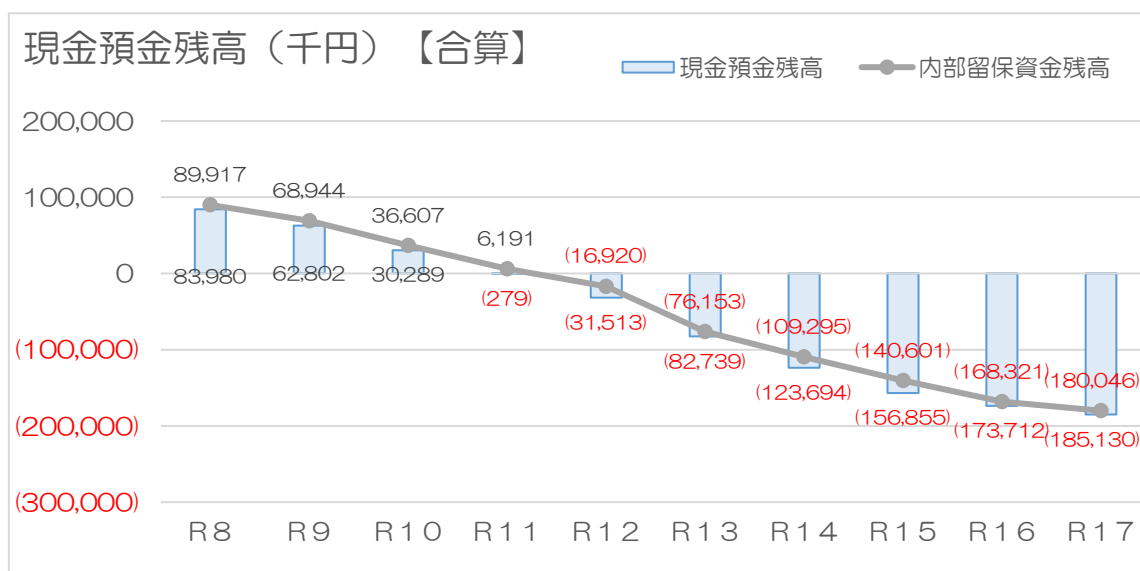
支出の面でも、老朽化した施設の更新のため多額の投資が見込まれることを踏まえると、「投資の合理化・平準化」を図ってなお厳しい経営状況が続くことが予想されます。

現金預金残高について、公共下水道事業・農業集落排水事業を合算した場合も、下の表のとおり令和11年度には残高がマイナスとなり、以降も減少を続ける見込みであるため、経営のための運転資金を確保できていません。

また、公共下水道事業・農業集落排水事業ともに地方公営企業法を適用していますが、地方公営企業の収支は独立採算が原則であること（地方公営企業法第17条の2第2項）からも、経営の自立性の面で課題が残る結果となります。

以上を踏まえ、総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、①企業債の「適正な規模での借入れ」、②繰入金の「総務省基準を原則とした適正な繰入れ」を行ってなお財源が不足することから、③使用料の「適正な原価を基礎とした水準」の検討を行っていくことが必要と考えられます。

そのため、次に使用料改定を行った場合の財政シミュレーションを実施します。



（３）使用料改定による財政シミュレーション（収支ギャップの解消）

使用料改定を見込まない場合の投資・財政計画では、経常収支比率や現預金残高を一定以上維持するためには、一般会計からの繰入金への依存度が上昇するなど、経営の自立性の観点から課題が残ります。

また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知（抄））では、「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3, 000円/20m³を前提として行われていることに留意すること」と示されており、これを使用料単価に換算すると150円/m³になります。

9頁で示したとおり、公共下水道事業では大口使用者を含めても使用料単価150円/m³を下回る年があり、農業集落排水事業は使用料単価150円/m³を下回り続けています。

そこで、使用料を改定した財政シミュレーションを実施します。シミュレーションパターンは、下水道事業全体での現金預金残高がマイナスとなる令和11年度に改定を行う想定で、次のとおり設定します。

なお、使用料以外の条件は現行の使用料を維持した場合の投資・財源試算と変更ありません。

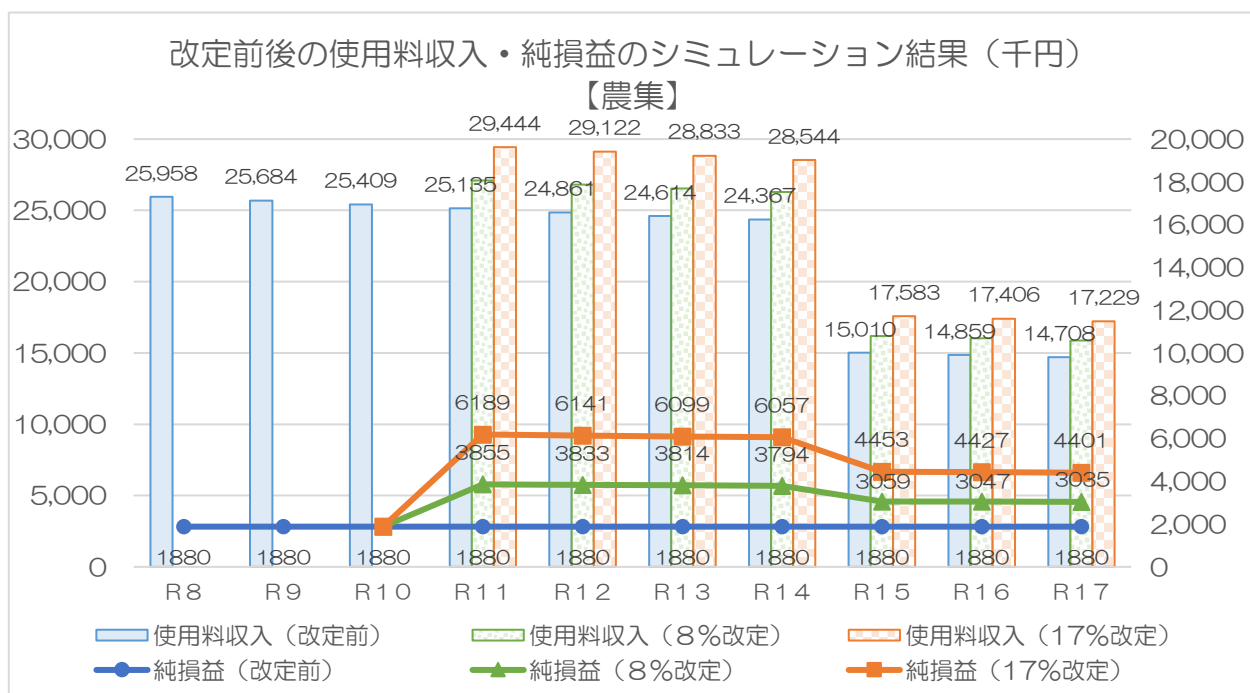
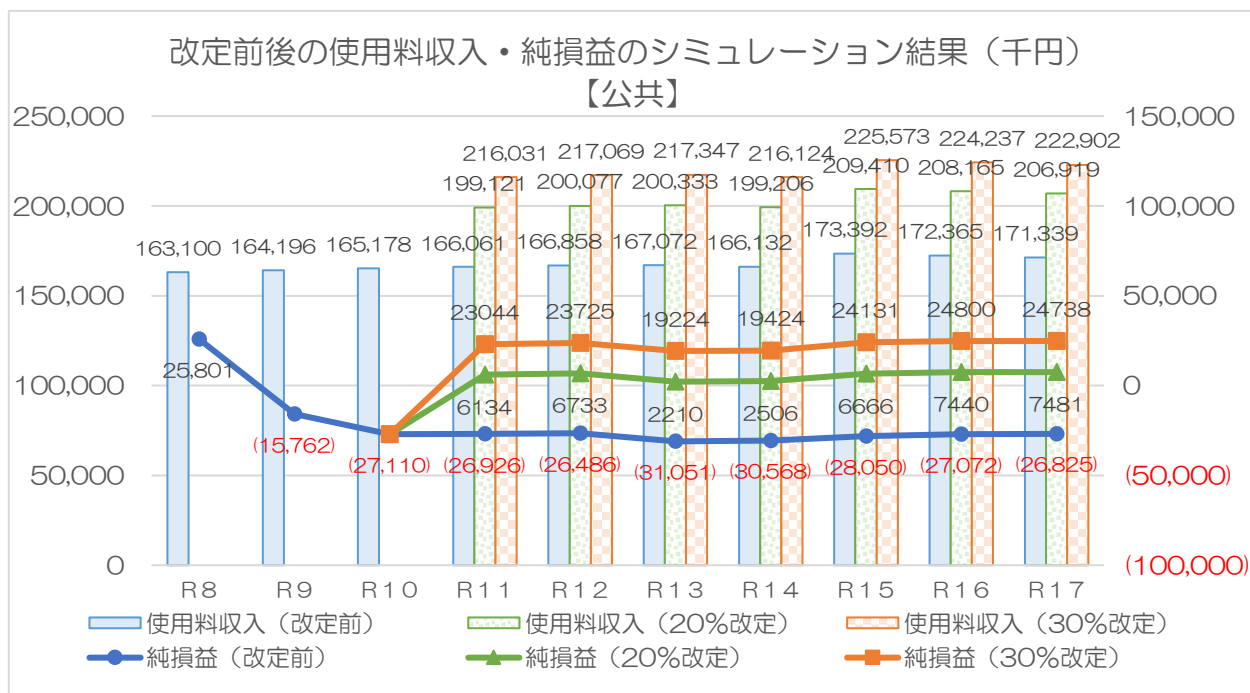
①令和11年度に使用料単価（大口使用者を除く）が151円/m³となるよう改定

公共下水道事業：20%、農業集落排水事業：8%

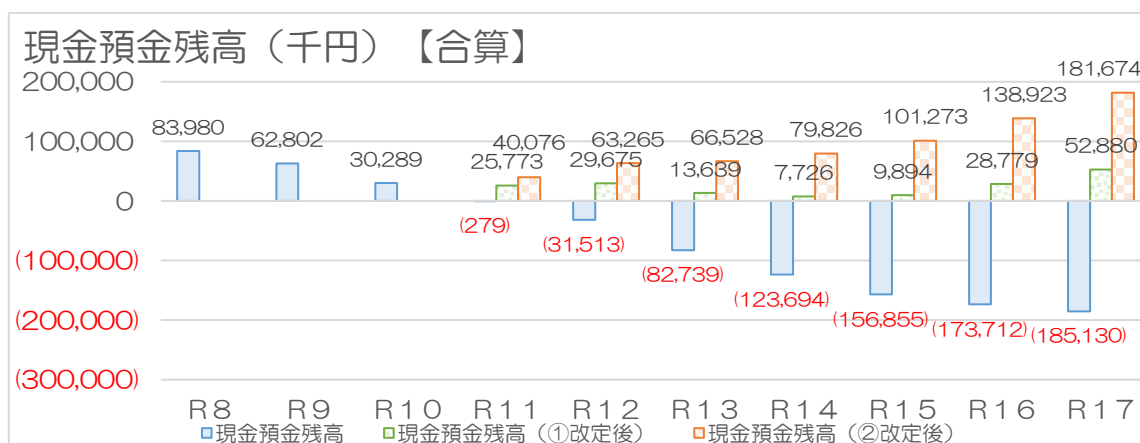
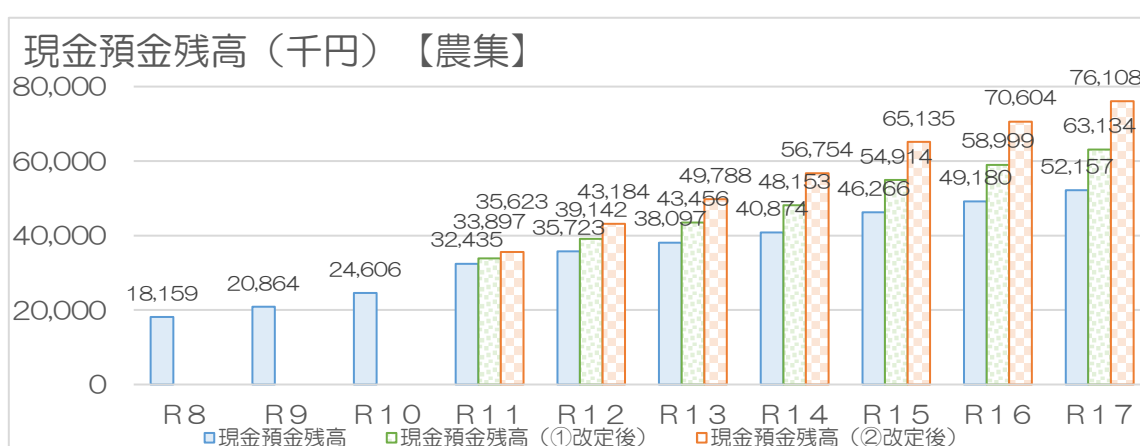
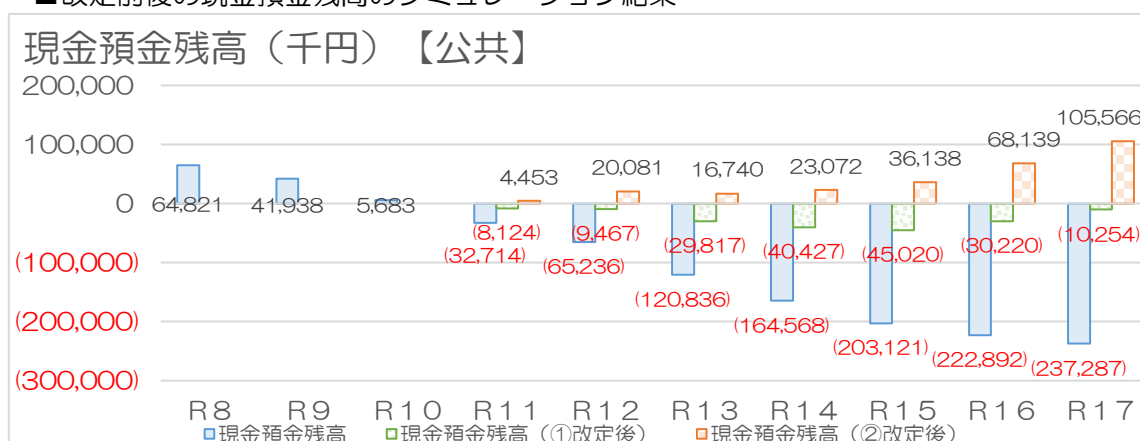
②令和11年度に使用料単価（大口使用者を除く）が164円/m³となるよう改定

公共下水道事業：30%、農業集落排水事業：17%

■改定前後の使用料収入・純損益のシミュレーション結果



■改定前後の現金預金残高のシミュレーション結果



パターン①では、事業別・合算の純利益、農業集落排水事業・合算の現金預金残高は確保できますが、公共下水道事業の現金預金残高が確保できません。

パターン②では、事業別・合算ともに、純利益・現金預金残高が確保できます。

以上を踏まえ、パターン②の使用料改定を行った場合の投資財政計画を策定します。

2. 投資財政計画

【公共下水道事業】

■投資財政計画の算定条件

区分		算定条件
収 益 的 収 入	1.営業収益 (A)	
	(1) 料金収入 (使用料収入)	小口使用者：有収水量原単位※×水洗化人口予測値×使用料単価 ※1人当たりの年間有収水量 R2-6 年度実績値の平均額 大口使用者：令和 2-6 年度実績値の平均額を計上 ※第1次・第2次産業で、年間の使用料（税抜額）が100万円を超えるもの 使用料改定：R11 に 30%の使用料改定を見込む
	(2) 雨水処理負担金	雨水幹線管理業務委託料（税込額）
	(3) 受託事業収益 (B)	見込まない
	(4) その他	手数料の R4-6 実績値の平均額
	2.営業外収益	
	(1) 補助金	
	他会計補助金	【基準内】 水質規制費…水質分析委託（税込額） 流域下水道経費…臨時措置分の利息額 分流式経費…決算統計方式で対象汚水資本費※から算定 法適用経費…利息額 広域化・共同化経費…対象汚水資本費※の 9/10 ※汚水資本費＝減価償却費－長期前受金戻入＋利息 【基準外】 決算統計方式における分流式経費の汚水処理費振替分※ ※対象汚水資本費－（使用料収入－汚水維持管理費）
	その他補助金	管渠調査委託（R8-12）の 50%（社会資本整備総合交付金）
	(2) 長期前受金戻入	既存資産＋今後の投資に対する長期前受金（国庫補助金等）
	(3) その他	R2-6 実績値の平均額＋預金利息の R 6 実績
	収入計 (C)	
	1.営業費用	
	(1) 職員給与費	前年度見込額×賃金上昇率×人員配置の変動 （R 7 は 2 人、R 8 以降は 3 人）
	(2) 経費	
	動力費	前年度見込額×有収水量変動率×物価上昇率 （R 8 は R2-6 実績値の平均額）
	修繕費	前年度見込額×物価上昇率（R 8 は R2-6 実績値の平均額）
	委託料	前年度見込額×物価上昇率（R 8 は R2-6 実績値の平均額）
	流域下水道負担金	前年度見込額×有収水量変動率×物価上昇率 （R 8 は R2-6 実績値の平均額） ※R 9 に負担金単価 30%増（他流域平均増加率）を見込む
	その他	前年度見込額×物価上昇率（R 8 は R2-6 実績値の平均額）
	(3) 減価償却費	既存資産＋今後の投資に対する減価償却費
	(4) 資産減耗費	今後の更新費用の 10%（残存率と同率）
	(5) その他	見込まない
収 益 的 支 出	2.営業外費用	
	(1) 支払利息	既存償還利息＋今後の企業債借入利息（30 年国債利率 3.01%）
	(2) その他	R2-6 実績値の平均額
	支出計 (D)	
	経常損益 (C)-(D) (E)	
	特別利益 (F)	見込まない
	特別損失 (G)	漏水減免による過年度使用料還付 各年 10 千円
	特別損益 (F)-(G) (H)	
	当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	

区分		算定条件
資本的収入支	資本的収入	1.企業債
		交付税措置率が有利な流域下水道建設負担金、広域化・共同化経費に対する借入れを最大化しつつ、令和12・17年度の企業債残高が21億円を超えないよう、事業費に対する借入割合を設定
		償還期間30年・据置期間5年、元金均等償還、利率3.01% （利率は30年国債利率による）
		【財源構成（企業債借入）割合】
		管渠更新…75% マンホールポンプ場ポンプ・水位計更新…0% 流域下水道建設負担金…100% 広域化・共同化… 国庫補助分40%・単独費分95%・建設負担金100%
		うち資本費平準化債
		見込まない
		2.他会計出資金
		見込まない
		3.他会計負担金
		見込まない
		4.他会計借入金
		見込まない
		5.他会計補助金
	見込まない	
	6.固定資産売却代金	
	見込まない	
	7.国庫補助金	
	対象事業費の50%	
	8.都道府県補助金	
	見込まない	
9.工事負担金		
見込まない		
10.その他		
見込まない		
計（A）		
（A）のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額（B）		
純計（C）		
資本的支出	1.建設改良費	
	投資試算のとおり （管渠更新、マンホールポンプ場ポンプ・水位計更新、流域下水道建設負担金、広域化・共同化）	
	うち職員給与費	
	見込まない	
	2.企業債償還金	
	既存償還元金＋今後の企業債借入元金（償還30年・据置5年）	
	3.他会計長期借入返還金	
見込まない		
4.他会計への支出金		
見込まない		
5.その他		
見込まない		
計（D）		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額（D）-（C）		

※賃金・物価上昇率の採用数値

内閣府 中長期の経済財政に関する試算(2025年1月試算)より										
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
賃金上昇率(%)	2.8	1.7	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
物価上昇率(%)	2.0	1.4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

《公共下水道事業 投資財政計画（収益の収支）1 / 2》

区 分		年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 見 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	161,098	162,710	163,721	164,822	165,810	216,668
		(1) 料 金 収 入	160,179	161,904	163,100	164,196	165,178	216,031
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	861	781	559	564	570	575
		(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
		(4) そ の 他	58	25	62	62	62	62
	収 入	2. 営 業 外 収 益	312,942	345,233	291,518	255,557	251,367	251,761
		(1) 補 助 金	122,940	154,241	153,662	148,064	144,094	144,488
		他 会 計 補 助 金	122,940	154,241	149,162	143,564	139,594	139,988
		そ の 他 補 助 金	0	0	4,500	4,500	4,500	4,500
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	189,729	190,728	137,558	107,195	106,975	106,975
収 入	(3) そ の 他	273	264	298	298	298	298	
	収 入 計 (C)	474,040	507,943	455,239	420,379	417,177	468,429	
	支 出	1. 営 業 費 用	435,812	467,313	400,896	406,177	410,415	412,491
		(1) 職 員 給 与 費	5,705	18,447	21,774	21,971	22,169	22,352
基 本 給			3,244	7,039	10,738	10,856	10,975	11,085
退 職 給 付 費			0	0	0	0	0	0
そ の 他			2,461	11,408	11,036	11,115	11,194	11,267
(2) 経 費		132,229	147,018	125,533	158,577	159,745	160,810	
		動 力 費	2,822	3,363	2,721	2,743	2,763	2,781
		修 繕 費	0	749	854	862	870	878
		委 託 料	16,017	31,146	10,640	10,726	10,814	10,904
		流 域 下 水 道 負 担 金	105,394	104,670	105,871	138,747	139,746	140,644
	そ の 他	7,996	7,090	5,447	5,499	5,552	5,603	
(3) 減 価 償 却 費	297,878	301,848	252,762	224,795	228,080	228,904		
(4) 資 産 減 耗 費	0	0	827	834	421	425		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0		
2. 営 業 外 費 用	27,980	28,161	29,532	30,953	33,862	32,885		
支 出	(1) 支 払 利 息	27,776	28,160	29,281	30,702	33,611	32,634	
	(2) そ の 他	204	1	251	251	251	251	
	支 出 計 (D)	463,792	495,474	430,428	437,130	444,277	445,376	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		10,248	12,469	24,811	△ 16,751	△ 27,100	23,053	
特 別 利 益 (F)		0	1	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		8	10	10	10	10	10	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 8	△ 9	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10,240	12,460	24,801	△ 16,761	△ 27,110	23,043	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		46,394	40,149	37,261	8,040	△ 43,871	△ 20,828	
流 動 資 産 (J)	179,609	101,221	107,609	84,008	48,005	59,803		
	う ち 未 収 金	41,910	42,361	42,674	42,961	43,218	56,523	
流 動 負 債 (K)	159,597	162,991	161,157	158,341	161,526	158,950		
	う ち 建 設 改 良 費 分	130,739	134,124	132,284	129,464	132,645	130,065	
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
	う ち 未 払 金	28,408	28,408	28,408	28,408	28,408	28,408	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	26	10	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		161,098	162,710	163,721	164,822	165,810	216,668	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		161,098	162,710	163,721	164,822	165,810	216,668	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)		0	0	0	0	0	0	

《公共下水道事業 投資財政計画（収益の収支）2／2》

区 分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 の 益	1. 営 業 収 益 (A)	217,712	217,995	216,778	227,865	226,518	225,171
	(1) 料 金 収 入	217,069	217,347	216,124	227,206	225,853	224,501
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	581	586	592	597	603	608
	(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	62	62	62	62	62	62
	2. 営 業 外 収 益	252,403	247,830	253,629	291,258	295,959	298,722
	(1) 補 助 金	145,130	140,682	146,695	168,909	173,921	177,154
	他 会 計 補 助 金	140,630	140,682	146,695	168,909	173,921	177,154
	そ の 他 補 助 金	4,500	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	106,975	106,850	106,636	122,051	121,740	121,270
収 入 の 支 出	(3) そ の 他	298	298	298	298	298	298
	収 入 計 (C)	470,115	465,825	470,407	519,123	522,477	523,893
	1. 営 業 費 用	414,485	415,619	417,613	454,126	454,571	453,652
	(1) 職 員 給 与 費	22,536	22,722	22,910	23,081	23,253	23,428
	基 本 給	11,196	11,308	11,421	11,524	11,628	11,733
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	11,340	11,414	11,489	11,557	11,625	11,695
	(2) 経 費	161,785	162,159	161,336	170,316	169,391	168,468
	動 力 費	2,797	2,801	2,782	2,954	2,933	2,912
	修 繕 費	886	894	902	910	918	926
支 出 の 損 益	委 託 料	10,994	11,085	11,176	11,268	11,361	11,454
	流 域 下 水 道 負 担 金	141,454	141,672	140,716	149,373	148,316	147,260
	そ の 他	5,654	5,707	5,760	5,811	5,863	5,916
	(3) 減 価 償 却 費	229,736	230,306	232,931	260,289	261,483	261,308
	(4) 資 産 減 耗 費	428	432	436	440	444	448
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 費 用	31,895	30,973	33,360	40,525	42,768	45,168
	(1) 支 払 利 息	31,644	30,722	33,109	40,274	42,517	44,917
	(2) そ の 他	251	251	251	251	251	251
	支 出 計 (D)	446,380	446,592	450,973	494,651	497,339	498,820
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		23,735	19,233	19,434	24,472	25,138	25,073
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)		10	10	10	10	10	10
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		23,725	19,223	19,424	24,462	25,128	25,063
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		2,897	22,120	38,647	43,886	49,590	50,191
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)	75,697	72,427	78,445	94,262	126,429	163,658
	う ち 未 収 金	56,795	56,868	56,548	59,447	59,093	58,740
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)	153,648	149,124	146,826	139,760	134,728	127,010
	う ち 建 設 改 良 費 分	124,759	120,231	117,929	110,859	105,823	98,101
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金	28,408	28,408	28,408	28,408	28,408	28,408
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		217,712	217,995	216,778	227,865	226,518	225,171
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		217,712	217,995	216,778	227,865	226,518	225,171
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0

《公共下水道事業 投資財政計画（資本的収支）1 / 2》

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
資本的収入	1. 企 業 債	185,400	110,500	116,600	162,000	32,200	32,500
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	28,742	11,119	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	55,820	35,780	0	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	33,995	0	0	0	0	0
	10. そ の 他	0	200	200	200	200	200
	計 (A)	303,957	157,599	116,800	162,200	32,400	32,700
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	102,482	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	201,475	157,599	116,800	162,200	32,400	32,700
	1. 建 設 改 良 費	202,014	242,519	125,041	170,493	36,475	36,804
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	132,086	130,739	134,124	132,284	129,464	132,645
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	200	200	200	200	200
	計 (D)	334,100	373,458	259,365	302,977	166,139	169,649
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		132,625	215,859	142,565	140,777	133,739	136,949
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	94,810	71,806	121,990	100,477	130,423	133,603
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	8,910	102,482	0	0	0	0
	4. そ の 他	28,905	41,571	20,575	40,300	3,316	3,346
計 (F)		132,625	215,859	142,565	140,777	133,739	136,949
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		2,133,963	2,113,724	2,096,200	2,125,916	2,028,652	1,928,507

○他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		123,801	155,022	149,721	144,128	140,164	140,563
	うち 基 準 内 繰 入 金	98,726	125,800	114,025	134,128	140,164	106,759
	うち 基 準 外 繰 入 金	25,075	29,222	35,696	10,000	0	33,804
資 本 的 収 支 分		28,742	11,119	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	28,742	11,119	0	0	0	0
合 計		152,543	166,141	149,721	144,128	140,164	140,563

《公共下水道事業 投資財政計画（資本的収支）2／2》

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
資本的収支	1. 企 業 債	32,800	141,300	297,600	132,900	134,100	135,300
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	0	7,500	80,300	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	10. そ の 他	200	200	200	200	200	200
	計 (A)	33,000	149,000	378,100	133,100	134,300	135,500
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	33,000	149,000	378,100	133,100	134,300	135,500
	1. 建 設 改 良 費	37,135	187,469	436,841	170,498	172,032	173,581
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	130,065	124,759	120,231	117,929	110,859	105,823
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	200	200	200	200	200	200
	計 (D)	167,400	312,428	557,272	288,627	283,091	279,604
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		134,400	163,428	179,172	155,527	148,791	144,104
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	131,024	143,488	120,918	127,903	108,690	103,196
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	3,376	19,940	58,254	27,624	40,101	40,908
計 (F)		134,400	163,428	179,172	155,527	148,791	144,104
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		1,831,242	1,847,783	2,025,152	2,040,123	2,063,364	2,092,841

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		141,211	141,268	147,287	169,506	174,524	177,762
	うち 基 準 内 繰 入 金	107,518	107,845	114,442	134,719	140,326	144,157
	うち 基 準 外 繰 入 金	33,693	33,423	32,845	34,787	34,198	33,605
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
合 計		141,211	141,268	147,287	169,506	174,524	177,762

【農業集落排水事業】

■投資財政計画の算定条件

区分		算定条件
収 益 的 収 入	1.営業収益 (A)	
	(1)料金収入 (使用料収入)	有収水量原単位※×水洗化人口予測値×使用料単価 ※1人当たりの年間有収水量 R2-6年度実績値の平均額 使用料改定：R11に17%の使用料改定を見込む
	(2)雨水処理負担金	見込まない
	(3)受託事業収益 (B)	見込まない
	(4)その他	見込まない
	2.営業外収益	
	(1)補助金	
	他会計補助金	【基準内】 分流式経費…決算統計方式で対象汚水資本費※から算定 法適用経費…利息額 ※汚水資本費＝減価償却費－長期前受金戻入＋利息 【基準外】 決算統計方式における分流式経費の汚水処理費振替分※ ※対象汚水資本費－（使用料収入－汚水維持管理費） 当年度純利益が1,880千円となるよう設定
	その他補助金	見込まない
	(2)長期前受金戻入	既存資産に対する長期前受金（国庫補助金等）
	(3)その他	見込まない
	収入計 (C)	
	1.営業費用	
	(1)職員給与費	前年度見込額×賃金上昇率×人員配置の変動（2人で変動なし）
	(2)経費	
収 益 的 支 出	動力費	前年度見込額×有収水量変動率×物価上昇率 （R8はR2-6実績値の平均額）
	修繕費	前年度見込額×物価上昇率（R8はR2-6実績値の平均額）
	委託料	前年度見込額×物価上昇率（R8はR2-6実績値の平均額）
	流域下水道負担金	見込まない
	その他	前年度見込額×物価上昇率（R8はR2-6実績値の平均額）
	(3)減価償却費	既存資産＋今後の投資に対する減価償却費
	(4)資産減耗費	今後の更新費用の10%（残存率と同率）
	(5)その他	見込まない
	2.営業外費用	
	(1)支払利息	既存償還利息＋今後の企業債借入利息（30年国債利率3.01%）
	(2)その他	R2-6実績値の平均額
	支出計 (D)	
経常損益 (C)-(D) (E)		
特別利益 (F)		見込まない
特別損失 (G)		漏水減免による過年度使用料還付 各年10千円
特別損益 (F)-(G) (H)		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		

区分		算定条件	
資本的収入 資本的支出	資本的収入	事業費が多額となる管渠・処理場建物・処理場機械装置について 企業債借入を見込む 償還期間30年・据置期間5年、元金均等償還、利率3.01% (利率は30年国債利率による) 【財源構成(企業債借入)割合】 管渠、処理場建物、処理場機械装置 更新…95% マンホールポンプ場ポンプ・水位計更新…0%	
		うち資本費平準化債	見込まない
		2.他会計出資金	繰入前資本的収支不足額－(減価償却費－長期前受金戻入) (＝資本的収支不足額－当年度損益勘定留保資金)
		3.他会計負担金	見込まない
		4.他会計借入金	見込まない
		5.他会計補助金	見込まない
		6.固定資産売却代金	見込まない
		7.国庫補助金	見込まない
		8.都道府県補助金	見込まない
		9.工事負担金	見込まない
		10.その他	見込まない
		計 (A)	
		(A)のうち翌年度へ 繰り越される支出の 財源充当額 (B)	
		純計 (C)	
	資本的支出	1.建設改良費	投資試算のとおり (管渠、マンホールポンプ場ポンプ・水位計、 処理場建物、処理場機械装置の各更新)
		うち職員給与費	見込まない
		2.企業債償還金	既存償還元金＋今後の企業債借入元金(償還30年・据置5年)
		3.他会計長期借入返還金	見込まない
		4.他会計への支出金	見込まない
5.その他		見込まない	
計 (D)			
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C)			

※賃金・物価上昇率の採用数値は公共と同一

「農業集落排水事業 投資財政計画（収益の収支）1 / 2」

区 分		年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 見 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	27,327	26,233	25,958	25,684	25,409	29,444
		(1) 料 金 収 入	27,327	26,233	25,958	25,684	25,409	29,444
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0
		(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
		(4) そ の 他	0	0	0	0	0	0
	収 入	2. 営 業 外 収 益	93,690	100,592	95,588	95,951	94,100	93,208
		(1) 補 助 金	50,075	57,243	52,251	52,764	52,423	52,647
		他 会 計 補 助 金	50,075	57,243	52,251	52,764	52,423	52,647
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	43,614	43,349	43,337	43,187	41,677	40,561
支 出	支 益	(3) そ の 他	1	0	0	0	0	0
		収 入 計 (C)	121,017	126,825	121,546	121,635	119,509	122,652
	支 出	1. 営 業 費 用	111,974	120,355	112,128	112,790	111,247	110,328
		(1) 職 員 給 与 費	13,495	14,370	14,576	14,711	14,849	14,975
		基 本 給	7,783	8,118	8,249	8,335	8,422	8,502
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	5,712	6,252	6,327	6,376	6,427	6,473
	支 出	(2) 経 営 費	37,404	44,517	35,727	36,027	36,331	36,636
		動 力 費	8,910	10,361	8,161	8,212	8,264	8,316
		修 繕 費	501	399	811	819	827	835
		委 託 料	24,435	28,286	22,145	22,344	22,545	22,748
		流 域 下 水 道 負 担 金	0	0	0	0	0	0
経 常 損 益	支 出	そ の 他	3,558	5,471	4,610	4,652	4,695	4,737
		(3) 減 価 償 却 費	60,807	61,353	61,825	61,948	59,962	58,717
		(4) 資 産 減 耗 費	268	115	0	104	105	0
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 費 用	9,144	7,701	7,528	6,956	6,373	6,126
	支 出	(1) 支 払 利 息	8,397	7,700	7,004	6,432	5,849	5,602
		(2) そ の 他	747	1	524	524	524	524
		支 出 計 (D)	121,118	128,056	119,656	119,746	117,620	116,454
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 101	△ 1,231	1,890	1,889	1,889	6,198
		特 別 利 益 (F)	0	1	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益	当 年 度 純 利 益	特 別 損 失 (G)	0	10	10	10	10	10
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	△ 9	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
		当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)	△ 101	△ 1,240	1,880	1,879	1,879	6,188
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 17,550	△ 18,791	△ 16,911	△ 15,032	△ 13,153	△ 6,965
	流 動 資 産	流 動 資 産 (J)	25,217	22,277	24,915	27,547	31,216	43,283
		う ち 未 収 金	7,146	6,860	6,788	6,716	6,644	7,700
	流 動 負 債	流 動 負 債 (K)	47,088	47,045	46,150	45,178	44,180	43,644
		う ち 建 設 改 良 費 分	37,946	37,903	37,008	36,036	35,038	34,502
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0
		う ち 未 払 金	7,976	7,976	7,976	7,976	7,976	7,976
健 全 化 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額	健 全 化 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	26	10
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	161,098	162,710	163,721	164,822	165,810	216,668
		地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 し た 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	161,098	162,710	163,721	164,822	165,810	216,668
		健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0

「農業集落排水事業 投資財政計画（収益の収支）2/2」

区 分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 の 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	29,122	28,833	28,544	17,583	17,406	17,229
	(1) 料 金 収 入	29,122	28,833	28,544	17,583	17,406	17,229
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益	96,788	97,697	98,324	87,216	87,468	87,689
	(1) 補 助 金	56,247	57,181	57,808	60,812	61,150	61,371
	他 会 計 補 助 金	56,247	57,181	57,808	60,812	61,150	61,371
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	40,541	40,516	40,516	26,404	26,318	26,318
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0
収 入 の 支 出	収 入 計 (C)	125,910	126,530	126,868	104,799	104,874	104,918
	1. 営 業 費 用	112,563	113,578	114,574	94,691	95,226	95,706
	(1) 職 員 給 与 費	15,103	15,232	15,362	15,480	15,599	15,718
	基 本 給	8,583	8,665	8,748	8,823	8,899	8,975
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	6,520	6,567	6,614	6,657	6,700	6,743
	(2) 経 費	36,945	37,259	37,574	37,496	37,820	38,147
	動 力 費	8,369	8,425	8,480	8,140	8,200	8,261
	修 繕 費	843	851	859	867	875	883
	委 託 料	22,953	23,160	23,369	23,580	23,793	24,008
収 入 の 支 出	流 域 下 水 道 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	4,780	4,823	4,866	4,909	4,952	4,995
	(3) 減 価 償 却 費	60,515	61,087	61,202	41,275	41,363	41,505
	(4) 資 産 減 耗 費	0	0	436	440	444	336
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 費 用	7,197	6,844	6,228	5,646	5,212	4,802
	(1) 支 払 利 息	6,673	6,320	5,704	5,122	4,688	4,278
	(2) そ の 他	524	524	524	524	524	524
	支 出 計 (D)	119,760	120,422	120,802	100,337	100,438	100,508
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	6,150	6,108	6,066	4,462	4,436	4,410
収 入 の 支 出	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	10	10	10	10	10	10
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	6,140	6,098	6,056	4,452	4,426	4,400
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 825	5,273	11,329	10,508	8,878	8,826
	流 動 資 産 (J)	50,759	57,287	64,176	69,704	75,126	80,583
	う ち 未 収 金	7,615	7,540	7,464	4,598	4,552	4,505
	流 動 負 債 (K)	41,897	40,164	35,764	33,102	32,528	28,833
	う ち 建 設 改 良 費 分	32,755	31,022	26,622	23,960	23,386	19,691
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0
収 入 の 支 出	う ち 未 払 金	7,976	7,976	7,976	7,976	7,976	7,976
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	217,712	217,995	216,778	227,865	226,518	225,171
	地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	217,712	217,995	216,778	227,865	226,518	225,171
	健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0

「農業集落排水事業 投資財政計画（資本的収支）1 / 2」

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
資本的収支	1. 企 業 債	0	0	3,900	2,800	13,500	57,100
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	29,861	28,923	23,852	22,587	22,785	24,455
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	10. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	29,861	28,923	27,752	25,387	36,285	81,555
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	29,861	28,923	27,752	25,387	36,285	81,555
	1. 建 設 改 良 費	8,800	11,875	8,337	7,140	18,534	64,673
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	37,715	37,947	37,903	37,008	36,036	35,038
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	46,515	49,822	46,240	44,148	54,570	99,711
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		16,654	20,899	18,488	18,761	18,285	18,156
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	15,854	19,819	17,730	18,112	16,600	12,277
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	800	1,080	758	649	1,685	5,879
計 (F)		16,654	20,899	18,488	18,761	18,285	18,156
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		420,406	382,459	348,456	314,248	291,712	313,774

○他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		50,075	57,243	52,251	52,764	52,423	52,647
	うち 基 準 内 繰 入 金	25,268	21,143	17,774	18,037	17,761	15,486
	うち 基 準 外 繰 入 金	24,807	36,100	34,477	34,727	34,662	37,161
資 本 的 収 支 分		29,861	28,923	23,852	22,587	22,785	24,455
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	29,861	28,923	23,852	22,587	22,785	24,455
合 計		79,936	86,166	76,103	75,351	75,208	77,102

「農業集落排水事業 投資財政計画（資本的収支）2／2」

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
資本的収入	1. 企業債	9,800	300	0	2,400	1,500	3,200
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	0	0	0	0	0	0
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	0	0	0	0	0
	10. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	29,229	16,917	14,702	18,750	14,991	16,132
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	29,229	16,917	14,702	18,750	14,991	16,132
	1. 建設改良費	14,701	4,733	4,366	6,999	6,076	7,933
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	34,502	32,755	31,022	26,622	23,960	23,386
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	49,203	37,488	35,388	33,621	30,036	31,319
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		19,974	20,571	20,686	14,871	15,045	15,187
補填財源	1. 損益勘定留保資金	18,638	20,141	15,016	8,179	10,041	10,040
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	1,336	430	5,670	6,692	5,004	5,147
計 (F)		19,974	20,571	20,686	14,871	15,045	15,187
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		289,072	256,617	225,595	201,373	178,913	158,727

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
収益的収支分		56,247	57,181	57,808	60,812	61,150	61,371
	うち基準内繰入金	18,856	19,551	19,937	20,433	20,177	19,801
	うち基準外繰入金	37,391	37,630	37,871	40,379	40,973	41,570
資本的収支分		19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
合 計		75,676	73,798	72,510	77,162	74,641	74,303

【下水道事業 合算】

《下水道事業 合算 投資財政計画（収益の収支）1 / 2》

区 分		年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 達)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	188,425	188,943	189,679	190,506	191,219	246,112		
		(1) 料 金 収 入	187,506	188,137	189,058	189,880	190,587	245,475		
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	861	781	559	564	570	575		
		(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0		
		(4) そ の 他	58	25	62	62	62	62		
	収 入	2. 営 業 外 収 益	406,632	445,825	387,106	351,508	345,467	344,969		
		(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	173,015	211,484	205,913	200,828	196,517	197,135	
			そ の 他 補 助 金	0	0	4,500	4,500	4,500	4,500	
			(2) 長 期 前 受 金 戻 入	233,343	234,077	180,895	150,382	148,652	147,536	
		(3) そ の 他	274	264	298	298	298	298		
支 出	収 入	収 入 計 (C)	595,057	634,768	576,785	542,014	536,686	591,081		
		1. 営 業 費 用	547,786	587,668	513,024	518,967	521,662	522,819		
			(1) 職 員 給 与 費	19,200	32,817	36,350	36,682	37,018	37,327	
				基 本 給	11,027	15,157	18,987	19,191	19,397	19,587
				退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他			8,173	17,660	17,363	17,491	17,621	17,740	
	支 出	(2) 経 費	169,633	191,535	161,260	194,604	196,076	197,446		
		動 力 費	11,732	13,724	10,882	10,955	11,027	11,097		
		修 繕 費	501	1,148	1,665	1,681	1,697	1,713		
		委 託 料	40,452	59,432	32,785	33,070	33,359	33,652		
流 域 下 水 道 負 担 金		105,394	104,670	105,871	138,747	139,746	140,644			
支 出	そ の 他	11,554	12,561	10,057	10,151	10,247	10,340			
	(3) 減 価 償 却 費	358,685	363,201	314,587	286,743	288,042	287,621			
	(4) 資 産 減 耗 費	268	115	827	938	526	425			
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0			
	2. 営 業 外 費 用	37,124	35,862	37,060	37,909	40,235	39,011			
支 出	(1) 支 払 利 息	36,173	35,860	36,285	37,134	39,460	38,236			
	(2) そ の 他	951	2	775	775	775	775			
	支 出 計 (D)	584,910	623,530	550,084	556,876	561,897	561,830			
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		10,147	11,238	26,701	△ 14,862	△ 25,211	29,251		
	特 別 利 益 (F)		0	2	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		8	20	20	20	20	20			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 8	△ 18	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10,139	11,220	26,681	△ 14,882	△ 25,231	29,231			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		28,844	21,358	20,350	△ 6,992	△ 57,024	△ 27,793			
流 動 資 産 (J)		204,826	123,498	132,524	111,555	79,221	103,086			
う ち 未 収 金		49,056	49,221	49,462	49,677	49,862	64,223			
流 動 負 債 (K)		206,685	210,036	207,307	203,519	205,706	202,594			
う ち 建 設 改 良 費 分		168,685	172,027	169,292	165,500	167,683	164,567			
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0			
う ち 未 払 金		36,384	36,384	36,384	36,384	36,384	36,384			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	4	30	11			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		322,196	325,420	327,442	329,644	331,620	433,336			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		322,196	325,420	327,442	329,644	331,620	433,336			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0			

《下水道事業 合算 投資財政計画（収益の収支）2／2》

区 分		年 度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	246,834	246,828	245,322	245,448	243,924	242,400
		(1) 料 金 収 入	246,191	246,180	244,668	244,789	243,259	241,730
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	581	586	592	597	603	608
		(3) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
		(4) そ の 他	62	62	62	62	62	62
	収 入	2. 営 業 外 収 益	349,191	345,527	351,953	378,474	383,427	386,411
		(1) 補 助 金	201,377	197,863	204,503	229,721	235,071	238,525
		他 会 計 補 助 金	196,877	197,863	204,503	229,721	235,071	238,525
		そ の 他 補 助 金	4,500	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	147,516	147,366	147,152	148,455	148,058	147,588
支 出	支 益	(3) そ の 他	298	298	298	298	298	298
		収 入 計 (C)	596,025	592,355	597,275	623,922	627,351	628,811
	支 出	1. 営 業 費 用	527,048	529,197	532,187	548,817	549,797	549,358
		(1) 職 員 給 与 費	37,639	37,954	38,272	38,561	38,852	39,146
		基 本 給	19,779	19,973	20,169	20,347	20,527	20,708
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	17,860	17,981	18,103	18,214	18,325	18,438
	支 出	(2) 経 費	198,730	199,418	198,910	207,812	207,211	206,615
		動 力 費	11,166	11,226	11,262	11,094	11,133	11,173
		修 繕 費	1,729	1,745	1,761	1,777	1,793	1,809
		委 託 料	33,947	34,245	34,545	34,848	35,154	35,462
		流 域 下 水 道 負 担 金	141,454	141,672	140,716	149,373	148,316	147,260
支 出	支 益	そ の 他	10,434	10,530	10,626	10,720	10,815	10,911
		(3) 減 価 償 却 費	290,251	291,393	294,133	301,564	302,846	302,813
		(4) 資 産 減 耗 費	428	432	872	880	888	784
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0
	支 出	2. 営 業 外 費 用	39,092	37,817	39,588	46,171	47,980	49,970
		(1) 支 払 利 息	38,317	37,042	38,813	45,396	47,205	49,195
		(2) そ の 他	775	775	775	775	775	775
		支 出 計 (D)	566,140	567,014	571,775	594,988	597,777	599,328
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	29,885	25,341	25,500	28,934	29,574	29,483
	支 出	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 失 (G)	20	20	20	20	20	20
支 出	支 益	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	29,865	25,321	25,480	28,914	29,554	29,463
	支 出	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	2,072	27,393	49,976	54,394	58,468	59,017
		流 動 資 産 (J)	126,456	129,714	142,621	163,966	201,555	244,241
	支 出	う ち 未 収 金	64,410	64,408	64,012	64,045	63,645	63,245
		流 動 負 債 (K)	195,545	189,288	182,590	172,862	167,256	155,843
	支 出	う ち 建 設 改 良 費 分	157,514	151,253	144,551	134,819	129,209	117,792
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	支 出	う ち 未 払 金	36,384	36,384	36,384	36,384	36,384	36,384
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0
支 出	支 益	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	435,424	435,990	433,556	455,730	453,036	450,342
	支 出	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0
	支 出	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	435,424	435,990	433,556	455,730	453,036	450,342
	支 出	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0
	支 出							

《下水道事業 合算 投資財政計画（資本的収支）1 / 2》

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
資本的収支	1. 企 業 債	185,400	110,500	120,500	164,800	45,700	89,600
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	58,603	40,042	23,852	22,587	22,785	24,455
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	55,820	35,780	0	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	33,995	0	0	0	0	0
	10. そ の 他	0	200	200	200	200	200
	計 (A)	333,818	186,522	144,552	187,587	68,685	114,255
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	102,482	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	231,336	186,522	144,552	187,587	68,685	114,255
	1. 建 設 改 良 費	210,814	254,394	133,378	177,633	55,009	101,477
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	169,801	168,686	172,027	169,292	165,500	167,683
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	200	200	200	200	200
	計 (D)	380,615	423,280	305,605	347,125	220,709	269,360
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		149,279	236,758	161,053	159,538	152,024	155,105
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	110,664	91,625	139,720	118,589	147,023	145,880
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	8,910	102,482	0	0	0	0
	4. そ の 他	29,705	42,651	21,333	40,949	5,001	9,225
計 (F)		149,279	236,758	161,053	159,538	152,024	155,105
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		2,554,369	2,496,183	2,444,656	2,440,164	2,320,364	2,242,281

○他会計繰入金

年 度		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算 込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		173,876	212,265	201,972	196,892	192,587	193,210
	うち 基 準 内 繰 入 金	123,994	146,943	131,799	152,165	157,925	122,245
	うち 基 準 外 繰 入 金	49,882	65,322	70,173	44,727	34,662	70,965
資 本 的 収 支 分		58,603	40,042	23,852	22,587	22,785	24,455
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	58,603	40,042	23,852	22,587	22,785	24,455
合 計		232,479	252,307	225,824	219,479	215,372	217,665

《下水道事業 合算 投資財政計画（資本的収支）2／2》

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
資本的収支	1. 企 業 債	42,600	141,600	297,600	135,300	135,600	138,500
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	0	7,500	80,300	0	0	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	10. そ の 他	200	200	200	200	200	200
	計 (A)	62,229	165,917	392,802	151,850	149,291	151,632
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	62,229	165,917	392,802	151,850	149,291	151,632
	1. 建 設 改 良 費	51,836	192,202	441,207	177,497	178,108	181,514
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	164,567	157,514	151,253	144,551	134,819	129,209
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	200	200	200	200	200	200
	計 (D)	216,603	349,916	592,660	322,248	313,127	310,923
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		154,374	183,999	199,858	170,398	163,836	159,291
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	149,662	163,629	135,934	136,082	118,731	113,236
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	4,712	20,370	63,924	34,316	45,105	46,055
計 (F)		154,374	183,999	199,858	170,398	163,836	159,291
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		2,120,314	2,104,400	2,250,747	2,241,496	2,242,277	2,251,568

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		197,458	198,449	205,095	230,318	235,674	239,133
	うち 基 準 内 繰 入 金	126,374	127,396	134,379	155,152	160,503	163,958
	うち 基 準 外 繰 入 金	71,084	71,053	70,716	75,166	75,171	75,175
資 本 的 収 支 分		19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	19,429	16,617	14,702	16,350	13,491	12,932
合 計		216,887	215,066	219,797	246,668	249,165	252,065

3. 投資財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組

(1) 投資関係

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

「寄居町農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設の維持管理コストの削減のため、今市地区の公共下水道への接続に向けて、関係機関と協議等を進めます。

なお、接続を行う場合、投資費用（建設改良費）として公共下水道への接続管路布設事業費が、維持管理費として流域下水道維持管理負担金や公共下水道管路（マンホールポンプ等）の維持管理費などが発生する見込みです。投資費用に対する財源は、主に企業債・国庫補助金を活用し、維持管理費に対する財源は、使用料収入や一般会計繰入金などで賄います。

また、町全体における公共施設の維持更新費用の最適化を図るため、本計画と同年度に改定を予定している「寄居町生活排水処理基本計画」に基づき、污泥再生処理センターについて、公共下水道への接続を検討します。

② 投資の平準化に関する事項

公共下水道・農業集落排水ともに、整備事業は令和7年度までに終了することから、その後の更新費用について、「第2章 3. 施設の見通し」のとおり平準化を図ります。

なお、最適整備構想では、令和3年度から令和42年度までの計画期間内における『機能保全のためのコストについて、最も経済的な手法を選択する』としており、同期化（更新時期の集約）と健全度評価による更新時期の見直しにより、計画期間の総コストを低減させています。

そのため、特定の年度に更新費用が集中することから、次回の経営戦略改定時に農業集落排水における更新計画の見直しがあった場合は、見直し後の内容を反映させていきます。

③ 民間活力の活用に関する事項

本町では事務手続きを除き、維持管理業務等の大部分の業務を民間に委託しています。

今後についても、施設の継続した安定稼働には、民間の知識やノウハウが必要不可欠であるため、民間委託を活用し、効率的な事業運営を目指していきます。

また、更新費用の主要な財源となる国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の交付要件として、PPP（公共施設等の建設、維持管理、運営等における官民連携）／PFI（PPPのうち、民間の資金や経営能力、技術力を活用して行う事業手法）の導入が必要となるため、今後導入を検討していきます。

④ その他の取組

公共下水道に接続した旧農業集落排水地区について、寄居町第6次総合振興計画で掲げる「農と住の調和のある地域」のとおり、既存使用者へのサービスを維持しつつ新規接続を行わないことで、管渠更新においてダウンサイジングを図るなど、投資の選択と集中について検討していきます。

その他、投資について活用できる事例があれば調査・検討していきます。

（２）財源関係

① 使用料の見直しに関する事項

公共下水道では、経費回収率は100%以上を維持する見通しであるものの施設の更新費用が確保できておらず、農業集落排水では、経費回収率が100%を大きく下回っています。

そのため、投資財政計画においてシミュレーションしたとおり、公共下水道事業で30%・農業集落排水事業で17%（大口使用者を除く使用料単価で164円/m³）の使用料改定を行う必要があり、今後、公共下水道・農業集落排水ともに、使用料の改定について原価計算書（参考資料に掲載）等を活用して検討していきます。

また、社会情勢の変化により、農業用水の確保を主な目的としていた農業集落排水が、公衆衛生の改善・公共用水域の水質保全などを目的とする公共下水道に近いものとなっています。経営面においても、人数割の定額制では、企業誘致などによる収入の確保が困難です。

そのため、農業集落排水の使用料について、人数割の定額制から公共下水道と同じ基本使用料＋水量制使用料への改定を併せて検討します。

なお、資産維持費については、将来の建設改良費に関して物価上昇分を見込んで算定していることや、建設改良費に対する内部留保資金の基になる減価償却費へ一般会計からの繰入金（分流式下水道に要する経費）を受けていること、下水道事業における資産維持費の算定方法が具体的に示されていないことから、今後導入について検討していきます。

② 資産活用による収入増加の取組について

活用できる取組があれば検討・調査していきます。

③ その他の取組

使用料収入確保のため、寄居町第6次総合振興計画で掲げる「企業誘致の推進」において、誘致する地区が既存の下水道区域に近接し、かつ、都市計画法に基づく工業地域・工業専用地域の指定などにより、将来にわたって工業的な土地利用が担保される場合には、誘致する地区への下水道接続を検討していきます。

また、投資財政計画においてシミュレーションしたとおり、一般会計からの繰入金における基準外繰入の削減を図ります。

その他、財源確保に向けて活用できる取組があれば調査・検討していきます。

（３）投資以外の経費関係

① 民間活力の活用に関する事項

投資に関する取組と同じく、今後についても、施設の継続した安定稼働には、民間の知識やノウハウが必要不可欠であることから、引き続き民間委託を活用し、効率的な事業運営を目指していきます。

② 職員給与費に関する事項

下水道整備完了後の職員給与費について、その都度実情に応じて削減を検討していきます。

③ 動力費に関する事項

物価変動等により、動力費の高騰が考えられることから、電気契約の見直しや、省エネタイプの機械装置への更新等を検討し、削減を図っていきます。

④ 薬品費に関する事項

保守点検委託を継続することで、別途薬品費は見込まない想定です。

⑤ 修繕費に関する事項

保守点検委託による適正な管理を行い、修繕費等の削減に努めます。

⑥ 委託費に関する事項

委託契約の業者選定を行うにあたり、入札制度を活用して契約額の削減を図っていきます。

⑦ その他の取組

その他活用できる取組があれば調査・検討していきます。

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

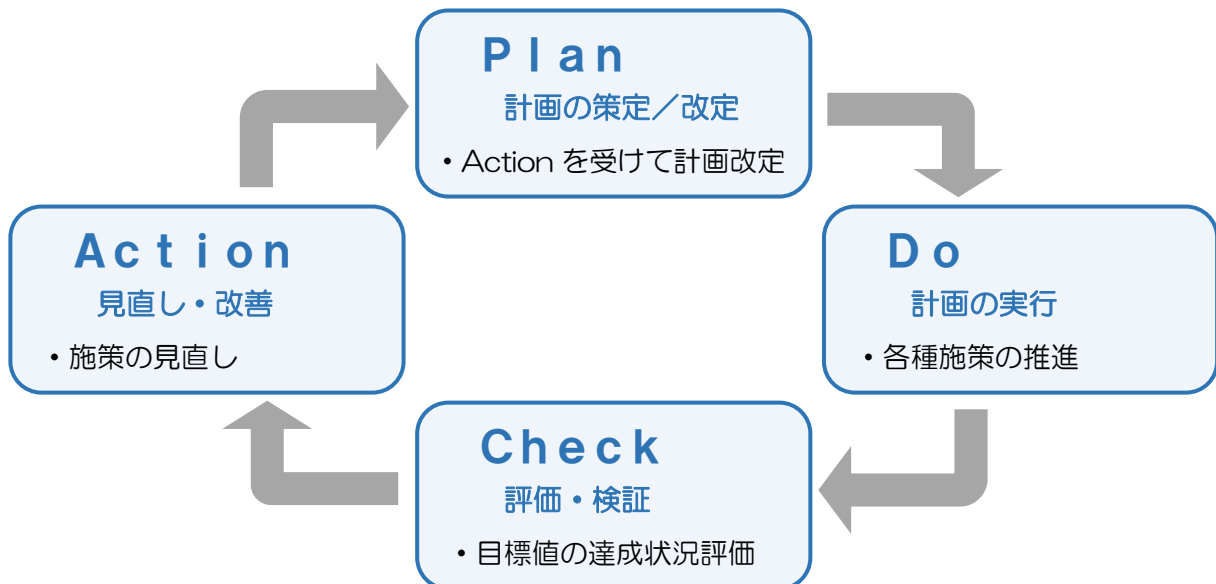
1. 実施体制

本経営戦略は計画期間を10年と定めていますが、今後の社会情勢の変化などにより、下水道事業を取り巻く環境が変わることが考えられます。

そこで、変化していく社会経済情勢を踏まえながら本経営戦略に掲げた取組等を実施するため、決算状況調査（決算統計）や経営比較分析表などにより、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

また、収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1回の頻度で定期的に検証・見直し（ローリング）を行い、本経営戦略の目標・投資財政計画と実績との差やその原因等の分析・将来予測等の見直しを通じて、経営戦略を改定します。

改定にあたっては、広く外部からの意見等を聴取する機会を設け、受益者である住民代表や知識経験者を含めた審議会においても協議していくこととします。



2. 経費回収率の向上・使用料改定に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上・使用料改定に向けたロードマップを次に示します。

この事務連絡では、次の場合に「社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこと」が示されています。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合

変化していく社会経済情勢を踏まえ、経費回収率の向上に向けて、経営状況や使用料改定の必要性を検証し、必要に応じて使用料の改定を検討します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略 の改定	評価検証 使用料改定の検討				経営戦略 の改定	評価検証 使用料改定の検討				経営戦略 の改定

3. 目標の設定

本経営戦略及び経費回収率の向上・使用料改定に向けたロードマップにおける目標指標・目標値・目標年度を設定します。また、これらの指標により、第3章で定めた基本方針の達成状況を分析・評価します。

指標① 経常収支比率

指標① 経常収支比率 (%)	現状値 (令和6年)	中間値 (令和12年)	目標値 (令和17年)
公共	102.21%	100.00%	100.00%
農集	99.92%	100.00%	100.00%

指標② 使用料単価（大口使用者を除いたもの）

指標② 使用料単価 (円/m ³)	現状値 (令和6年)	中間値 (令和12年)	目標値 (令和17年)
公共・現状維持	125.23 円/m ³	126 円/m ³	126 円/m ³
公共・使用料改定パターン①	(同上)	151 円/m ³	151 円/m ³
公共・使用料改定パターン②	(同上)	164 円/m ³	164 円/m ³
農集・現状維持	144.98 円/m ³	140 円/m ³	140 円/m ³
農集・使用料改定パターン①	(同上)	151 円/m ³	151 円/m ³
農集・使用料改定パターン②	(同上)	164 円/m ³	164 円/m ³

指標③ 企業債残高

指標③ 企業債残高 (億円)	現状値 (令和6年)	中間値 (令和12年)	目標値 (令和17年)
公共	21.34 億円	21 億円	21 億円
農集	4.21 億円	3 億円	2 億円

指標④ 有形固定資産減価償却率

指標④ 有形固定資産 減価償却率 (%)	現状値 (令和6年)	中間値 (令和12年)	目標値 (令和17年)
公共	17.98%	39%	56%
農集	14.16%	31%	45%

参考資料

【公共下水道の処理区域内人口・水洗化人口について】

処理区域は、令和7年度の公共下水道整備事業の完了により、概ね都市計画における用途地域と一致しています。一方、令和5年3月改定時の経営戦略における処理区域内人口は、整備工事を行う年における工事区域内の人口を過去から積上げたものであり、人口動態による変動を反映していません。また、水洗化人口も、排水設備工事申請に記載している世帯人数を過去から積上げたものであり、同様に人口動態による変動を反映していません。

このことから、事業が完了した令和7年度時点における処理区域内人口を、用途地域内人口の推計値と一致させ、過去の処理区域内人口・水洗化人口も同率の補正を行っています。

積上げによる処理区域内人口について、令和6年度の実績値に、令和2～6年度の実績値をもとにした年あたりの増減率をかけ、令和7年度推計値9,126人を算出しました。

用途地域内人口について、令和2年度の都市計画基礎調査結果の7,775人を基準に、各年度における本町の人口の増減率をかけ、令和7年度推計値7,194人を算出しました。

これらにより、令和7年度推計値の比 約0.788（ $\div 7,194 \text{人} / 9,126 \text{人}$ ）で過年度の処理区域内人口・水洗化人口を補正しています。

処理区域内人口	R2	R3	R4	R5	R6	R7
積上げ	8,290 人	8,485 人	8,642 人	8,642 人	8,917 人	9,126 人
補正後	6,532 人	6,686 人	6,810 人	6,810 人	7,026 人	7,194 人

水洗化人口	R2	R3	R4	R5	R6	R7
積上げ	7,328 人	7,559 人	7,745 人	7,871 人	8,031 人	8,110 人
補正後	5,776 人	5,958 人	6,105 人	6,204 人	6,330 人	6,393 人

新規接続による水洗化人口増加について、傾向分析を用いた将来推計を行います。

相関係数の高い「増減数式」と「増減率式」は、基本的に将来にわたって人口が拡大してくようなケースに当てはまる式であり、下水道事業の現状にそぐわないことから除外しました。

「修正べき曲線式」は上昇傾向がなだらかであるものの、推計初年度が実績の数値から減少してしまうことから除外しました。

「修正指数曲線式」は推計できるための条件と実績値が適合せず、解が正しく求められないことから、使用不適となります。

「ロジスティック曲線式」は人口の飽和値（上限）を任意に設定できることから、今回のケースではR7整備人口予測値を飽和値として設定し将来予測を行った結果、他の予測式の問題点であった部分がないことから、これを採用しました。

【原価計算書 公共下水道事業】

供用開始年月日 平成 4 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 8,917人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月
 (5 年間)

収 入 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間 (R6)の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 160,179	千円 185,115	千円	千円 185,115
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	313,861	261,153		261,153
合 計	474,040	446,268	0	446,268

支 出 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間 (R6)の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給料	0	0	0
	人件費 諸手当	0	0	0
	人件費 福利費	0	0	0
	修繕費	0	870	870
	材料費	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	7,588	9,185	518
	その他	3,393	3,388	3,388
小 計	10,981	13,443	518	12,925
ポンプ場費	人件費 給料	0	0	0
	人件費 諸手当	0	0	0
	人件費 福利費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
	委託料	0	0	0
小 計	0	0	0	0
水質規制費	人件費 給料	0	0	0
	人件費 諸手当	0	0	0
	人件費 福利費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
	委託料	1,248	1,175	1,175
小 計	1,248	1,175	1,175	0
総係費	人件費 給料	3,244	10,970	10,970
	人件費 諸手当	1,564	7,700	7,700
	人件費 福利費	897	3,490	3,490
	流域下水道管理運営費負担金	105,394	133,292	3,486
	委託料	7,181	456	456
	その他	7,425	4,925	4,925
小 計	125,705	160,833	3,486	157,347
資本費	支 払 利 息	27,776	31,574	4,334
	減 価 償 却 費	297,878	232,855	223,959
企業債取扱諸費		0	0	0
小 計	325,654	264,429	228,293	36,136
合 計 (Y)	463,588	439,880	233,472	206,408

資 産 維 持 費 (Z)	検 討 事 項
使用料対象経費(Y)＋(Z)	206,408
	(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 89.68

【原価計算書 農業集落排水事業】

供用開始年月日 平成11年10月 1日
 処理区域内人口 2,406人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月
 (5年間)

収 入 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間 (R6)の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 27,327	千円 27,123	千円	千円 27,123
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	93,690	95,127		95,127
合 計	121,017	122,250	0	122,250

支 出 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間 (R6)の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円 0	千円 0	千円 0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	修 繕 費	114	69	69
	材 料 費	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	0	0	0
	そ の 他	1,476	1,301	1,301
小 計	1,590	1,370	0	1,370
ポンプ場費	人件費 給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	0	0	0
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費 給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	7,625	7,158	7,158
	修 繕 費	387	758	758
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	24,318	22,379	22,379
小 計	389	395	0	395
総係費	人件費 給 料	7,783	8,418	8,418
	諸 手 当	3,527	3,966	3,966
	福 利 費	2,185	2,459	2,459
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委 託 料	117	168	168
	そ の 他	2,978	4,105	4,105
小 計	16,590	19,116	0	19,116
資本費	支 払 利 息	8,397	6,312	6,311
減 価 償 却 費	60,807	60,593	59,443	1,150
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0		0
小 計	69,204	66,905	59,444	7,461
合 計 (Y)	120,103	118,081	59,444	58,637

資 産 維 持 費 (Z)
 使用料対象経費(Y) + (Z)

検討事項
 58,637

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 46.26

用語集

	ようご 用語	説明
あ行	おすいしよりげんか 污水处理原価	1年間における污水处理に係る費用のうち使用料で回収すべき費用を、有収水量で割った1 m ³ 当たりの単価。
か行	けいえいせんりやく 経営戦略	地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画。 投資（支出）と財源（収入）が均衡した「投資・財政計画」や効率化・経営健全化の取組方針などを記載している。
	げんかしようきやく 減価償却	1年を超えて長期的に事業に使用する資産（固定資産）の取得のために支出した額を、本来の機能を維持できる年数（耐用年数）で按分し、費用とする会計処理。 按分した額を、収益を得るために要した費用とみなすことで、経営状況を適切に把握するために行うもの。
	こういきか きょうどうか 広域化・共同化	持続可能な事業運営のため、污水处理に係る施設や業務を連携・統合することで、業務効率化や運営・施設更新の費用低減を行うこと。 これにかかる経費は、国が示す繰入の基準のうち「広域化・共同化に要する経費」の対象となっている。
	こうえいきぎょう 公営企業	地方公共団体が直接経営する企業。 民間企業に類似した会計方式により、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを目的としている。
	こうきょうげすいどう 公共下水道	住環境を改善し、水資源を守るため、主に市街地において家庭や工場などから出る汚れた水を、地下に埋めた管で処理施設に送り、きれいにして川や海に放流するもの。
	こていしさん 固定資産	1年を超えて長期的に事業に使用する資産。 建物や機械など、形があり目に見える有形固定資産と、使用権など、実体を持たない無形固定資産がある。
さ行	しさんいじひ 資産維持費	使用料体系の設定にあたり算定する使用料対象経費の1つで、将来の施設更新計画において、高機能化（耐震化等）等により新設時から増大する更新費用を、現在の使用料に反映させるためのもの。
	しさんげんもうひ 資産減耗費	下水道事業では主に固定資産除却費のことを指す。 管の交換など、形のある資産を処分する際に費用に計上する、まだ減価償却されていない額のこと。
	しょうかん 償還	借り入れた資金を返済すること。

	しょうりょうたんか 使用料単価	1 年間における使用料収入を、有収水量で割った 1 m ³ 当 たりの単価。
	すいしつせいひ 水質規制費	国が示す繰入の基準のうち、「下水道に排除される下水の規 制に関する事務に要する経費」のこと。 工場や事業場の排水基準を定めて検査・指導などを行うこ とで、水質保全などの公益に資することから、公費負担の対 象となっている。
	そうごうしんこうけいかく 総合振興計画	地方自治体における最上位計画。 長期的なまちづくりの方向性やその実現に向けた取組みな どを定めている。
た行	ちようきまえうけきんれいにゆう 長期前受金戻入	減価償却とは反対に、固定資産の取得のために収入した補 助金の額を、耐用年数で按分し、収益とする会計処理。
な行	のうぎょうしゅうらくはいすい 農業集落排水	農業用水を確保し、水を健全に循環させるため、主に農村 において家庭から出る生活排水を、地下に埋めた管で処理施 設に集め、きれいにして川や海に放流するもの。
は行	はっせいしゆぎ 発生主義	現金の移動がなくても、債権（支払いを求める権利）・債務 （支払いをする義務）が発生したときに記録をする会計方式。
	ふくしきほき 複式簿記	1 つの取引を、原因と結果の 2 つの側面から記録する会計 方式。 例えば、物品を現金で購入する場合、「物品という資産の増 加」と「現金の減少」という 2 つの面を記録する。
	ぶんりゅうしきけいひ 分流式経費	国が示す繰入の基準のうち、「分流式下水道等に要する経 費」のこと。 汚水と雨水を別に処理することで、合流式下水道に比べ建 設コストが割高になるが、水質保全や環境改善などの公益に 資することから、公費負担の対象となっている。
	ほうてきようけいひ 法適用経費	国が示す繰入の基準のうち、「地方公営企業法の適用に要す る経費」のこと。 ある事業について、公営企業への移行（地方公営企業法の 適用）を推進し、経理内容の明確化、透明性の向上等を図る ため、公費負担の対象となっている。
や行	ゆうしゅうすいりよう 有収水量	処理した汚水のうち、使用料の算定の対象となった汚水の 量のこと。
ら行	りゅういきげすいどう 流域 下水道	2 以上の市町村から出る下水を受けて処理し放流するも の。都市化が進んでいた時期に広域的な水質保全を図るため 制度化された。 施設の建設や更新にかかる経費は、国が示す繰入の基準の うち「流域下水道の建設に要する経費」の対象となっている。



寄居町下水道事業経営戦略

令和8年3月

発行：寄居町 編集：上下水道課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL 048-581-2121（代表）